

むつ市議会第262回定例会会議録 第4号

議事日程 第4号

令和6年12月6日（金曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）10番 村 中 浩 明 議員

（2）19番 佐 賀 英 生 議員

（3）1 番 高 橋 征 志 議員

（4）14番 中 村 正 志 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22人）

1番	高橋征志	2番	杉浦弘樹
3番	佐藤武	4番	工藤祥子
5番	濱田栄子	6番	櫻田秀夫
7番	住吉年広	8番	白井二郎
9番	富岡直哉	10番	村中浩明
11番	野中貴健	12番	佐藤広政
13番	東健而	14番	中村正志
15番	井田茂樹	16番	浅利竹二郎
17番	岡崎健吾	18番	佐々木隆徳
19番	佐賀英生	20番	大瀧次男
21番	佐々木肇	22番	富岡幸夫

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	山本知也	副市長	吉田真一
副市長	齋藤友彦	教育長	阿部謙一
公営企業 管 理 者	吉田和久	代 査 委 員	齊藤秀人
選挙管理 委 員 会 長	畑中政勝	農 委 員 会 長	坂本正一
総務部長	吉田由佳子	総 務 部 長 シ ン タ ー 推 進	藤島純
総務部 危機管 理 監	畑山勝利	政 策 推 進 長	角本力
財務部長	松谷勇	市 民 生 活 長	石橋秀治
健康福祉 部 長	斉藤洋一	健 づ 推 進 く 康 利 監	畑中美雅
子 ども 見 守 り 部 長 s m i l e s k i d s o f f i c e こ ころ に り 所	菅原典子	産 業 政 策 長	伊藤大治郎
都市整備 部 長	木下尚一郎	建 設 技 術 長	小笠原洋一

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（富岡幸夫） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は21人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（富岡幸夫） 本日諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（富岡幸夫） 本日の会議は議事日程第4号により議事を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（富岡幸夫） 日程第1 一般質問を行います。

今日は、村中浩明議員、佐賀英生議員、高橋征志議員、中村正志議員の一般質問を行います。

◎村中浩明議員

○議長（富岡幸夫） まず、村中浩明議員の登壇を求めます。10番村中浩明議員。

（10番 村中浩明議員登壇）

○10番（村中浩明） 皆さん、おはようございます。本日一般質問のトップバッターを務めさせていただきます。会派陸奥未来の村中浩明でございます。むつ市議会第262回定例会におきまして、通告に従いまして一般質問いたします。山本市長並びに理事者各位におかれましては、明快かつ前向きなご答弁をよろしくお願いいたします。

先日東奥日報社が文化、学術、産業など各分野での活躍した郷土の発展に貢献した個人、団体を顕彰する第77回東奥賞の受賞者が決まりました。パリ五輪近代五種男子で日本勢初の表彰台となる銀メダルに輝いた佐藤大宗さん、そして国内初の前立腺がんマーカー検査法を開発した弘前大学前立腺腫瘍マーカー研究チーム、そして日本ジオパークに認定されている下北ジオパークの活動を精力的に支えている住民団体「下北ジオパークサポーターの会」、そして「下北ジオパークガイドの会」が東奥賞を受賞され、明日授賞式が行われる予定でございます。

現在国内にはジオパークが47地域ありますが、下北ジオパークの活動がほかの地域に負けないぐらい下北を愛している証拠でもあります。地域に根差した風習、慣習を磨き、それを地域の人たちが楽しみながら大切に守り続け、下北の魅力を発信し続けてきた成果であると思います。誠におめでとうございます。

それでは、質問事項の1項目め、第14回日本ジオパーク全国大会下北大会の成果について質問いたします。「ジオパークでつながる 海 大地 未来」をスローガンに、今年8月30日から9月1日の3日間、下北文化会館及びしもきた克雪ドームをメイン会場として日本ジオパーク全国大会が開催されました。開会セレモニーでは、実行委員会の名誉会長であられる宮下県知事、そして会長の山本市長の挨拶で始まりました。

大会前には、台風10号の影響により開催が危ぶまれることもありましたが、無事大会が開催され、何よりでした。また、大会の開催に当たり、会場の設営から当日の運営、そして撤収作業など従事いただきました地域の皆様、職員、関係者の皆様、下北ジオパークガイドの会または下北ジオパークサポーターの会の皆様には、心から敬意を表します。大変お疲れさまでございました。

私も3日間、それぞれの会場を訪れ、全国から参加された方々と交流させていただきました。来訪された方からは、「下北の人はみんなに優しく声がけてくれて、元気に挨拶してくれる」など、随所に下北らしいおもてなしの心が見られました。このような全国大会では、下北ジオパークの魅力の一つである住民活動のすばらしさを全国にお伝えできたのではないかと思います。

山本市長は、昨年の全国大会決起集会以来、この大会を通じて全国から注目される下北をスローガンとして掲げ、取り組んでこられました。そして、どうやったら全国の皆様におもてなしをし、皆様を楽しませたらよいのかと常に考えていらっしゃいました。特にジオパークを活用した学習においては、8月31日に多くの児童・生徒がしもきた克雪ドームの会場へ駆けつけ、ステージを発表する学校、ポスターの前でプレゼンをする学校、そしてボランティア活動をする生徒はスタッフTシャツを身につけて、来訪された方々に元気よく対応するなど、とても印象的でありました。

これまで児童・生徒の着実な活動があったからこそ、このような活動へと発展できたのだと感じました。特にステージ発表、そしてポスター発表では、各学校の皆さんが自分の地域の魅力を生き生きと発表していました。

今回台風の影響で参加することが非常に厳しい中、下北から約2,500キロメートル以上離れた奄美大島の隣にあります喜界島、人口約6,000人余り、こちらからも参加されていました。町独自の離島留学制度、サンゴ留学で県立喜界高校に通う3人が初参加し、研究成果を発表されていました。喜界町は、日本ジオパーク認定に向け、来年2025年の7月、認定申請を目指しているとのことでした。今回の全国大会、ジオパークネットワークでつながるすばらしさ、可能性を改めて感じました。

さて、この大会の規模、大きさはもちろんのこ

と、地域内外の飲食を提供する事業者や研究機関などの展示や体験を提供する事業者、海上自衛隊大湊地方隊をはじめとしたパートナーシップ協定を締結している団体、そして学校関係者など、多種多様な関係者が一堂に会して開催された大会で、恐らくこのような全国規模の大会は、下北では初めてのことだと思います。

今後国民スポーツ大会が控えており、また全国規模の大会が行われる際の参考として、より一層地域住民や地域の団体の活動が手を携えて下北ジオパークが持続的に発展していったほしい、そして地域の持つ特性を生かし、もっと魅力をアピールしてほしいという思いから、全国大会の成果について少し深掘りさせていただく次の3点についてお伺いいたします。

1点目、下北大会を終えての市長の感想について。全国大会を通じて、この地域に残したものはどのようなものなのか、市長の感想をお聞かせください。

2点目は、下北大会の参加者の実績についてお伺いいたします。下北大会を振り返りますと、下北文化会館で行われた開会セレモニー、むつマエダアリーナでの大交流会、メイン会場のしもきた克雪ドームで行われた物販、出展、発表などどの会場でも常に多くの方々が参加されていたと思います。台風10号の影響もあったと思いますが、どのくらいの方が参加されたのかお伺いいたします。

3点目は、下北大会の参加事業者の実績についてお伺いいたします。飲食や物販を提供する事業者、また展示や体験などを提供する事業者の、分かる範囲で結構ですので、どのくらいの参加や売上などがあったのかお伺いいたします。

次に、2項目め、ジオパーク学習について質問いたします。下北大会では、多くの小中高生が参加し、口頭発表やポスター発表をしていることがか

らも分かるとおり、地域内では着実にジオパーク学習が根づいていると感じています。私もこれまで様々な場所でジオパークを活用した学習の場を見ることがありましたが、こどもたちの関心の高さに驚かされているばかりです。各学校で行われている地域学習でも、多くの学校がジオパークを活用した学習が取り入れられていると伺っております。自分たちの住む地域を知り、それを理解することで自分たちの地域に誇りを持つ、まさしく郷土愛の醸成がなされているものと認識しております。

ここまでジオパーク学習が根づいていることの裏づけとしては、下北ジオパークがこれまでジオパーク学習に持続的に取り組んできた実績に基づくものではないかと思ひ、これまでの取組状況について質問させていただきます。

これまでのジオパーク学習への取組について、これまでに下北ジオパーク学習が取組としてどのようなことを実施してきたのかお伺いいたします。

次に、3項目め、ふるさと納税についてであります。この質問につきましては、先日井田茂樹議員の一般質問と一部重複するところがありますが、ご了承ください。

2008年、制度創設から15年がたったふるさと納税は、右肩上がりに拡大を続け、昨年度は全国の寄附総額が初の1兆円を超える勢いがあります。皆様ご存じのとおり、この制度は自分の故郷や応援したい自治体を選んで寄附ができる制度のことで、自治体の取り組むまちづくりや復興支援など、様々な課題に対して寄附金の使い道を自分で指定できます。寄附した自治体からは、感謝の印として地域の名産品などがお礼品として届き、寄附した金額に応じて住んでいる自治体の住民税の控除や所得税の還付を受けられるなど、魅力的な仕組みでもあります。自治体や返礼品を扱う事業者

にとって大きな収入源になっております。

しかしながら、過熱する返礼品競争の中で不正表示などの様々な問題もあり、制度の見直しが必要と苦慮している自治体も多い現状であります。新たな返礼品の開発、いかにして選ばれる自治体となり寄附額を伸ばしていくか、今後の課題でもあり、期待されるところでもあります。

そこで、ふるさと納税についての1点目、これまでの実績と今後の取組についてであります。過去3年間の寄附金の件数と金額、そして経費を差し引いた収支の状況についてお伺いいたします。

また、今年度の実績についてであります。昨年度10月までと比較しての進捗状況をお伺いいたします。

以上、3項目5点について壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 村中議員のご質問にお答えいたします。

まず、第14回日本ジオパーク全国大会下北大会の成果についてのご質問の1点目、下北大会を終えての感想についてであります。私は昨年7月に開催いたしました全国大会の決起集会において、今回の大会では3つの目的を果たすことで全国から注目される下北を目指すことを宣言させていただきました。

1つ目は、全国との交流の場として下北の魅力をPRしていくことです。このことにつきましては、大交流会において、田名部まつりなど地域の文化を発信し、また地域の食材を生かしたおもてなしを通じ、下北の魅力を存分に発信できたものと感じております。

2つ目は、ジオパークを活用した学習の促進です。このことにつきましては、こどもたちがステ

ージでの口頭発表やポスターセッションにおいて下北の魅力を発信するとともに、他地域の活動に触れ意見交換するなど、地域学習の一層の向上を図ることができたものと感じております。

3つ目は、ジオパークを活用したにぎわいを創出することです。このことにつきましては、全国大会と同時開催いたしました「まんぷくまさかりマーケット」において、飲食や物販のほか、展示や体験などの提供、海上自衛隊大湊地方隊からは湾内クルーズや艦艇公開、大湊音楽隊のステージなど、日常では体験できないプログラムをご用意いただき、地域内外からの多くの皆様楽しんでもらえたものと感じております。

これらの成果を踏まえ、地域の皆様のジオパークに対する熱量を改めて実感するとともに、これまで行ってきたジオパーク活動を通じ、地域振興の一翼を担うことができたものと考えております。

私自身のこの大会を終えての率直な気持ちとしては、ご参加いただいた地域の皆様をはじめ全国の皆様への感謝の思い、そして下北の未来について新たな可能性を確信できた大会であったと感じております。

次に、そのほかにいただいたご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（角本 力） 第14回日本ジオパーク全国大会下北大会の成果についてのご質問の2点目、下北大会の参加者の実績についてお答えいたします。

今回の大会の参加につきましては、事前登録した方のうち、実績として760名が参加し、うち下北地域からは179名、地域外からは581名に参加いただきました。当日は、台風10号の影響もあり、直前で168名のキャンセルがあったにもかかわらず、多くの方に参加いただいております。

8月30日に下北文化会館で行われました開会セレモニーやむつマエダアリーナで行われました大交流会には、むつ市議会議員の皆様をはじめ多くの皆様にお越しいただきました。また、このほか8月31日にはメイン会場でありますしもきた克雪ドームに地域内の小学校、中学校、高校の児童・生徒1,364名に参加いただきました。そのうち、発表につきましては、口頭発表が10校、ポスター発表が29校となっており、ボランティアスタッフといたしましても、7校131名にご協力いただきました。

大会3日間の来場者数につきましては、一般の来場者の皆様を含め、約1万2,500人となっております。

次に、ご質問の3点目、下北大会の参加事業者の実績についてお答えいたします。今回の全国大会と同時開催いたしました「まんぷくまさかりマーケット」につきましては、飲食や物販を提供する事業者が72事業者、展示や体験などを提供する事業者が36事業者の合わせて108もの事業者にご参加いただきました。

大会終了後に行った事業者様へのアンケートによりますと、8月31日及び9月1日の2日間における売上げの総額は1,000万円を超える実績となっております。また、参加事業者の満足度調査におきましても、平均満足度は5点満点中4.2点と高い評価をいただいております。

次に、ジオパーク学習についてお答えいたします。これまでのジオパーク学習への取組についてではありますが、下北ジオパークでは未来を担う子どもたちへ向けて地域の価値を知り、理解することを目的として、学校での出前講座と下北ジオパークガイドが行う現地学習をセットにして多くの学校に活用いただいております。このうち、体験プログラムといたしましては、流れる水の働きを実演する水理実験装置「エムリバー」を用いた講

座や宿泊型体験学習「しもきたジオキャンプ」など、防災減災につながる体験プログラムを実施しております。

また、国立研究開発法人海洋研究開発機構むつ研究所と連携した沿岸観察会や海上自衛隊大湊地方隊と連携した芦崎探検隊の開催など、より地球科学に興味のあるこどもたち向けのプログラムを提供しております。

また、小学生向け副読本「気軽に学ブック」や中学生以上向け副読本「みんなの下北ジオパーク」を製作し、下北管内の学校でご活用いただいております。

このようなジオパークを活用した学習や取組につきましては、2017年度から実施している下北ジオパーク学習活動発表会でステージ発表のほか、ポスターや作品などの展示を行っており、この活動の継続が今年の全国大会での発表にもつながっているものと考えております。

このほか学校が自主的に行う取組を支援するための補助金や活動支援を行うなど、ジオパーク学習の取組につきましては、重点的に推進しているところでございます。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） ふるさと納税についてのご質問、これまでの実績と今後の取組についてお答えいたします。

まず、過去3年間の寄附件数及び寄附金額並びに返礼品や事務経費を除いた収支、いわゆる地方活性化の財源となった事業充当額についてお答えいたします。令和3年度が寄附件数1万1,487件、寄附金額2億420万9,395円、事業充当額は1億2,342万5,678円、令和4年度が6,698件、1億3,493万5,630円、事業充当額は7,305万5,142円、令和5年度が6,086件、1億3,346万9,412円、事業充当額は6,061万3,412円となっております。

また、今年度10月末時点の実績につきましては、

寄附件数2,269件、寄附金額3,895万5,800円となっております。昨年度10月末時点と比較して件数で480件、金額で1,434万200円の減少となっております。

減少の要因といたしましては、昨年10月1日からふるさと納税の制度が改正されたことによるふるさと納税募集経費に係る費用の厳格化、返礼品調達費用を寄附金額に対して3割以下にしなければならなくなったこと、返礼品登録のための地場産品基準の厳格化を受け、全国的に制度改正前の9月にふるさと納税の寄附に対する駆け込み需要が発生したものと分析しております。

なお、今年度8月以前に関しましては、昨年度とほぼ同じ推移であり、10月単月の比較でも、昨年度より寄附件数、金額ともに増加しております。

○議長（富岡幸夫） 10番。

○10番（村中浩明） 答弁いただきました。それでは、順次再質問させていただきます。

下北大会の参加者の数字的な実績は、おおむね理解いたしました。また、この大会の目的、思いについても市長のお話を伺い、全国から来訪された方々へ下北の魅力を発信でき、ジオパークを通して日本全国とのつながりを持つ機会をつくれたとのことでありました。

それでは、本大会への参加者がこの大会をどのように受け止めているのか、2点目の質問、下北大会の参加者の実績について再質問いたします。これだけ多くの方々が参加した大会ですが、全国からの参加者の反応はどうであったのか、また地域内の参加者の反応はどうであったのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（角本 力） お答えいたします。

全国からの参加者の皆様からの反応につきましては、シャトルバスの送迎や会場入り口でのお出迎え、大交流会での対応など、大会期間中から好

意的なご意見をいただいております。また、地域住民のジオパークに対する熱量につきましても、「ジオパークを通じて、こんなにも地域が盛り上がっていることがすばらしい」といった好評価を得ておりまして、特に地域内の児童・生徒の参加及び発表につきましては、その質、量とも過去の大会と比較し、すばらしいものであったと多くの皆様が感心しておられました。

地域内の方、地域内から参加した関係者の方からは、「下北ジオパークの魅力を全国に発信できてよかった」とのお声をいただき、一般参加者として来場した皆様からも、「ジオパークってすごいんだね」、「子どもたちが生き生きとしている」とのお声を会場でいただいております。

○議長（富岡幸夫） 10番。

○10番（村中浩明） 私、ちょうど大会の閉会式の時、参加させていただきました。来年度以降に全国大会を控えている地域の方から、このような言葉を言われました。「今非常に困っています」と。「こんなにもすばらしい下北の全国大会に参加をさせていただき、こんなに中身が充実し、規模も大きい大会の翌年、何をすればいいのか、本当にプレッシャーを感じています。それだけすばらしい大会でした」と、お褒めの言葉と、そしてバトンを引き継がれていました。参加者の皆様は大いに盛り上がり、実りある大会でありました。私も当日の参加者の一人でありましたが、純粋に地域のにぎわいがとても心地よく、また下北ジオパーク、下北5市町村が力を結集すればここまでやれるのだという誇らしさも感じました。

その一方で、今度は地域振興の取組としての評価を確認させていただきます。3点目の下北大会の参加事業者の実績についての再質問をいたします。参加された事業者からは、どのような反応、またどのような声があったのか、把握しておりますらお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（角本 力） お答えいたします。

今回の大会にご参加いただきました事業者の皆様には、大会終了後にアンケート調査を実施しております。その中でのご意見といたしましては、物販を行った事業者様からは、「当初準備していた商品が完売した」、「全国へ自分たちの商品をPRでき、新たな取引先が見つかった」などがありました。また、展示を行っていただきました事業者様からは、「ほかのイベントと比較して、子どもを中心に非常に多くの来場者の方に活動を紹介することができた」とのご報告をいただいております。

一方で、新聞折り込みなど広報拡充を求める声や会場周辺の駐車場問題など、同規模のイベントを開催する際の課題についてもご意見をいただいております。今後検討すべき問題点として受け止める必要があると考えております。

○議長（富岡幸夫） 10番。

○10番（村中浩明） 大会全体を通して、多くの皆様に影響を与えたということがよく分かりました。今後同規模のイベント開催時にも参考、そして基礎となるような経験だったと感じております。

そこで、1項目めの最後として、この下北大会の経験をジオパークの活動にかかわらず、今後どのように生かしていきたいと考えているのか、市長の展望をお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） このたびの全国大会におきましては、地域の事業者や管内の小・中学校、高等学校など、多くの皆様のご協力によりなし得たものと捉えておりまして、このようなネットワークは、議員からお話がありましたけれども、今後令和8年に予定されております「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ」など全国規模の大会が開催

される際にも活用していきたいと考えております。

また、大会を終えて様々な反省点や改善点があることも認識しております。例えば当日の運営方法、会場周辺の交通誘導、PR活動、JR七戸十和田駅や三沢空港などからの移動手段及び地域内のシャトルバスの運行など、これから改善方法を検討していかなければならないということも問題意識として捉えております。

先ほど政策推進部長からも駐車場の問題ということがありましたけれども、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ」の中で、今駐車場の、国スポが終わった後になりますけれども、アリーナの隣が駐車場になりますので、そういった意味では駐車場も改善していくと思えます。こういった課題を一つ一つ解決しながら、来訪される皆様をより下北らしいおもてなしでお迎えしていきたいと考えてございます。

○議長（富岡幸夫） 10番。

○10番（村中浩明） 続きまして、2項目め、これまでのジオパーク学習への取組についての再質問をいたします。

これまでの取組について答弁いただきましたが、学校と連携した活動を展開するまでには、それなりの課題をクリアしてきたと思えます。一方で、ジオパーク学習を受入れる学校側も、現在の形になるまでは相当な時間、苦労を要したのではないかと思います。このジオパーク学習の取組について、児童・生徒、教職員など関係者は実際にどのように感じて、また受け止めているのか、確認させていただきたく再質問いたします。これまで行ってきた下北ジオパークの学習への取組に対して、学校関係者や周囲の方々からの評価、反応についてお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（角本 力） お答えいたします。

下北ジオパークの学習への取組につきましては、下北ジオパーク学習活動発表会及び日本ジオパーク全国大会下北大会への参加状況が示しますとおり、学校関係者からは一定の評価を得ているものと認識しております。

また、昨年開催いたしました教職員向け研修会では、副読本の活用など動画を用いた学習や、学区内の小学校と中学校の連携についてなど、ジオパーク学習を前向きに取り入れようとする意見をいただいております。学校現場の声を反映した取組も進めることができているものと認識しております。

そのほか、学校単位でジオパーク活動へのボランティア協力を申し出ていただく学校もあるほか、ジオパークを活用した各種イベントに自主的に参加する児童・生徒、教職員も着実に増えておりました。その関心の高さというのを感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 10番。

○10番（村中浩明） 最後に、これまでのジオパーク学習への取組として、今後はどのように推進していくのか、また今後の展開など、市長が期待するところについての思い、また考えをお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） ジオパーク学習への取組につきましては、学校の先生方のご協力をいただきながら、こどもたちに楽しみながらの学びを提供することができ、ジオパーク学習を通じて下北ジオパークの目的であります郷土愛の醸成と地域の価値向上については、着実に地域へ浸透しているものと私自身も感じております。

先日行われました日本ジオパーク再認定審査の現地調査員からも、下北ジオパークの教育分野に関する取組については一定の評価をいただい

るものでございます。来年度からは、高評価をいただいております既存の事業を継続するほか、全国のジオパーク地域の学校と交流した取組も検討してまいりたいと考えております。

今後は、ユネスコ世界ジオパーク認定を目指し、下北が世界に誇れる地域となること、または子どもたちの輝く未来のために、ジオパーク学習の取組に力を注いでまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 10番。

○10番（村中浩明） ただいま市長がおっしゃられましたように、全国のジオパーク地域の学校と交流した取組もぜひ検討してほしいと思います。

ジオパーク学習を通じて自分たちの生まれ育った地域を知り、誇りを持った子どもたちが将来、自分たちのふるさとはこんなにもいいところなのだと思える、また発信できる、そんな下北の子どもたちの未来を期待し、引き続きジオパーク学習の取組に力を注いでいってほしいと願います。

次に、ふるさと納税につきまして、再質問いたします。令和3年度寄附額が初めて2億円を超えましたが、その後寄附額、件数とも下がっている状況であります。それでは、昨年度ふるさと納税を充当した事業、またどの事業にどのくらいの金額が充当されたのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） ふるさと納税寄附金の使途として、下北ジオパークを盛り上げるために、安心して暮らせるまちづくりのために、子どもたちの未来のために、産業の活性化のために及び緊急時において市民生活を守るための5つの事業区分を設けており、寄附の申出の際に申請者の方に選択していただいております。

これに加えて令和5年度は、1月に石川県能登半島を襲った地震への災害支援に対する代理受納を実施しております。

令和5年度のふるさと納税の充当事業といたし

ましては、下北ジオパークを盛り上げるための事業としてジオパーク推進事業、ジオパーク体験活動推進事業に739万1,000円、安心して暮らせるまちづくりのための主な事業として防災対策費、緊急通報体制等整備事業などに512万1,000円、子どもたちの未来のための主な事業といたしまして、ジュニア大使派遣事業、教育振興事業費などに1,827万円、産業の活性化のための主な事業としてにぎわい向上イベント推進事業、ナマコ資源増殖推進事業などに2,563万6,000円、緊急時において市民生活を守るための主な事業といたしまして、常備消防費、防災無線管理費などに268万2,000円、石川県能登半島地震により被災した石川県金沢市、小松市、津幡町、富山県射水市、高岡市への災害支援に151万3,412円の合計6,061万3,412円を充当しております。

○議長（富岡幸夫） 10番。

○10番（村中浩明） それでは、再質問いたします。

昨年度におきまして、人気の返礼品はどのような商品だったのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） 令和5年度の実績を寄附額ベースで申し上げますと、海峡サーモンのほか、ホタテやマグロなどの海産物、ヒバ製品が上位を占めております。

○議長（富岡幸夫） 10番。

○10番（村中浩明） 海峡サーモン、ホタテ、ヒバ、マグロ、その他海産物などの商品が例年どおりの上位を占めているということですね。そこで、今後寄附獲得に向けた取組、新たな商品開発についてどのように考えているのか、詳しくお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） ふるさと納税寄附金につきましては、先ほど産業政策部長から答弁をしたとおり、当市におきまして貴重な財源となっており、

ます。令和4年、令和5年と減少に転じておりますことから、担当部署等含めて課題として捉えておりまして、改善に向かって取り組んでいるところでございます。

当市のふるさと納税に対しましては、多くの方々からご寄附をいただいているところでございますが、より多くの方々に選ばれる自治体となるためには、全国的に寄附利用者の多いポータルサイトの活用、また各サイトにおける返礼品の魅力的な掲載方法等について、ふるさと納税事業に精通した専門家の知見を積極的に取り入れ、市としてのマーケティング戦略を構築してまいりたいと考えております。

また、昨今価格高騰もございまして、全国的にも人気の返礼品でありますお米につきまして、既に生産者の方々へ協力を依頼しているところでございます。加えて脇野沢地区において、青森サーモンの養殖が開始されておりますので、こういった企業に対しましても、今後商品化を見据え、返礼品として提供を依頼しておりまして、引き続き積極的に交渉を進めてまいりたいと考えております。

さらに、これまで当市で返礼品として取扱いのなかった商品の新規登録や人気返礼品の生産量増加等につきまして、地域の事業者とともに連携して寄附額の増加に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 10番。

○10番（村中浩明） ふるさと納税で集まる寄附の半分以上が、ちょうど今のシーズン、11月と12月に集中しており、駆け込み需要のシーズンでもあります。先月横浜市で第10回ふるさとチョイス大感謝祭が開催され、全国160の自治体が参加し、2日間で1万5,000人の来場者があり、大変にぎわったと報道されておりました。当市においても、以前参加されたかと思っておりますけれども、ぜひこの

ようなイベントにまた参加し、むつ市の魅力やうまいものを全国に発信し、PRしていただきたいと思っております。

そして、以前ホタテの貝殻にひもを通したホタテ水着、水着風装飾具が大変SNSで話題となりました。とても反響が大きかったことを伺っております。自治体を知ってもらうという意味でも、インパクトのある奇抜な発想、変わり種の返礼品もとても重要な役割を果たしているのではないのでしょうか。

今年の7月には、国内で初めて釜臥山展望台から見える夜景「光のアゲハチョウ」が世界夜景遺産に認定されました。地域の観光を生かした世界夜景遺産ツアーやジオパークガイドツアーの企画、また全国では体験型ふるさと納税として寄附者が地域の魅力を直接体験できるユニークなプログラムがございまして。

そこで、当市でも農業体験や漁船に乗っての漁業体験、昨年でしょうか、市長はタラの場取りにも参加されたと聞いておりますけれども、そのようなタラ漁業の体験、また大湊ネプタ制作での紙貼り体験といった体験型のふるさと納税も当地域の魅力を生かした新たな取組だと思っておりますので、ぜひ検討してほしいと思っております。

今後専門家や事業者の皆様と連携し、新たな魅力ある返礼品の開発、そしてむつ市の魅力やうまいものを全国に発信していただき、選ばれるむつ市として、これからも市政発展のために果敢に取り組んでいただきたいと願ひまして、私の一般質問を終わります。

○議長（富岡幸夫） これで、村中浩明議員の質問を終わります。

ここで、午前10時55分まで暫時休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎佐賀英生議員

○議長（富岡幸夫） 次は、佐賀英生議員の登壇を求めます。19番佐賀英生議員。

（19番 佐賀英生議員登壇）

○19番（佐賀英生） おはようございます。19番、市誠クラブの佐賀英生です。むつ市議会第262回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問いたします。理事者各位の前向きな答弁、よろしくお願いたします。

先般10月15日公示、10月27日投開票の衆議院議員総選挙が行われました。結果は大方の予想どおり、与党自民党が56人減の191人、公明党8人減の24人、合計215人と現有議席を64人減らしました。反面、野党は235人、その他15人と大きく伸ばしました。結果については、ちまたの評論家がいろいろ述べておりますが、与党が減らすことはそれなりに予想できたことと思われまます。後半に2,000万円の公認料及び政党活動費が大きな影響を及ぼし、予想以上に議席を減らしてしまったことは予想に難くないと思います。

私がびっくりしたのは、この選挙センスのなさ、SNSを駆使した新しい選挙方法に驚かされました。東京都知事選から、SNSを駆使した選挙戦が行われてきましたが、ここまで影響力を増してきたのには予想外でもあり、脅威にも感じられました。特に国民民主党、れいわ新選組が顕著で、新しい選挙戦になってきたのではないのでしょうか。

先般の兵庫県知事選にしてしかり、SNSでの発信が大きく影響したのではないかと本人のコメントとメディアの論評もありました。広く国民に、住民に分かりやすくアピールし、政策を知っても

らうことはとてもよいことですし、投票するに当たり判断材料の大きなものになることは間違いはありません。たくさんの人に拡散し、知っていただくことはよいことですが、反面事実がしっかり伝わればよいのですが、相手候補のフェイク情報や中傷など、拡散されることは好ましくないと考えられます。

世界的に選挙戦は、数年前から、分断させることにより極端な戦いに持っていき、ネガティブキャンペーンを展開したり、勝つ選挙ではなく、SNSに出すことによる金もうけ的な選挙にもなっているのではないのでしょうか。

選挙は、よく政だと言われているときもありました。何か間違った形での利害に向かっているのではないかと恐ろしくもなってきました。SNSの選挙のきちんとした定義を整備したり、早急な選挙法の改正を望む一人でもあります。まずは地方議員の資質と活躍が必要になってきているのではないのでしょうか。

それでは、通告に従いまして、2項目4点について質問いたします。

1項目めの非常時の国の指示権についてお伺いいたします。大規模災害や感染症の大流行などの非常事態に対応を指示できるようにする改正地方自治法が6月19日、参議院本会議で可決し、9月26日に施行と発表されました。これに先立ち共同通信社が全国の都道府県知事と市町村長にアンケートし、9月22日までの回答を集計した結果を23日付の県内新聞で発表いたしました。

県内新聞の記事を引用させていただきますと、アンケートは1,788自治体に行い、93%の自治体が回答し、「評価する」、「どちらかといえば評価する」という自治体が63%を占めており、肯定的な意見の中にも、限定的、抑制的に行使されるべきで国から一方的であってはならない、自治体との事前調整や連携を密にしてほしいといったよう

な要望が目立っております。

国の指示権は、法的拘束力を伴って地方を従わせる強い権限で、現行は災害対策基本法などの個別法に規定があります。国は、新型コロナ禍で個別法で対応できない想定外の事態が発生したことを教訓に、地方への新たな指示権を設け、法の穴を埋め、非常時に国の責任で対応できる体制を整えました。ただ、国はどんな事態が起きたときに指示を出すのか、具体的責任を説明しておりません。例えば武力攻撃事態対処法で想定しないことが起きたとき、国の方針に従えと自治体に指示できるのか、予想困難な災害時に速やかな指示ができるのか、応急対応としてある程度評価はできるものの、細部の対応が決まっていない法案は地方の自治権を侵害しかねないのではないかと私は懸念しております。

非常時、すなわち何かがあったときは、将来的に解釈によって変わっていくこともあり得るのではないかと危惧しております。国と地方の意見が異なれば、協議により意思疎通を図り、合意点を見つけて解決するというのが本筋だと私は考えております。何よりも現場を知っているのは、当事者の各自治体であるからです。

地方分権と言いながら、ここ10年ぐらいは権威主義的な中央集権に向かっているのではないかと私は感じております。

現在の世界情勢を見れば、武力的な衝突が顕著で、とても危険な状況にあるのではないかと感じています。ここに国の指示権が強化されれば、おのずと次の展開が見えてくるのではないのでしょうか。

以上のことを踏まえ質問いたします。

1点目として、非常時の国の指示権とはどのような内容になっているのか。

2点目として、市においてアンケートに「どちらかといえば評価しない」と答えているが、どの

部分が評価できないのか。

以上、2点について市長にお伺いをいたします。

2点目の除雪について質問いたします。今年も除雪の季節となりました。昨年、一昨年と暖冬で、比較的降雪量が少なく、雪かきが楽な点もありましたが、雪に関わるウインタースポーツ関係者など、残念に思われた関係者がいたことも事実です。

除雪は、歩行空間の確保や転倒や事故によるけがの防止、交通の安全確保、施設や住居の利用促進や自主防災機能の促進など、雪国にとっては大切な行為です。除雪は、雪が降ったことで交通事故や通行止めなどが起こり、日常生活が困難になることを防ぐための重要な行動で、20センチメートルを超えると歩行困難になり、支障を来します。

除雪作業は、プロフェッショナルな仕事で、事業者による迅速な除雪が行われ、季節契約を結ぶことにより定期的な除雪を行い、雪国の人々の生活に大きな貢献をしております。夜遅くに出勤し、早朝まで作業をし、大変な仕事だと思っております。

私も、新型コロナ禍前までは、ワンシーズンに何度か除雪車に乗せていただき、手伝いがたら除雪状況を把握させていただいておりましたが、一生懸命にやっても、家の前に雪を置いていったとか、除雪幅が足りないとか、クレームも直接来ているそうです。そんなときに、夜中にもかかわらずお礼の言葉とか、温かいコーヒーやお茶の差し入れはほっこりさせられるとのこと、クレームも吹き飛ぶそうです。

除雪業界も、御多分に漏れず高齢化しており、引退、廃業など懸念材料も出始めているとの話も聞こえてきております。除雪作業員は、誰でもできるわけではなく、それなりの技術とセンスが必要だと思っております。それがいない人は、やはりクレームが私は来ているように感じます。

私の友人をはじめ除雪従事者の皆さんは、除雪

が始まる前は担当地区を見て歩き、障害物や特殊地形などを把握し、事故のないように気をつけていて、たまに目印のポールを頼まれたりすることもあります。今年も事故のないよう、安全安心な除雪作業を行っていただきたいと思っております。

以上のことを踏まえ、質問いたします。

1点目として、除雪業者の基準について。

2点目として、新規参入方法はどのようになっているのか。

2点について市長にお伺いいたします。

以上で壇上よりの質問といたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 佐賀議員のご質問にお答えいたします。

まず、非常時の国の指示権についてのご質問の1点目、非常時の国の指示権とはどのような内容になっているのかについては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、ご質問の2点目、市においては「どちらかといえば評価しない」と答えているが、どの部分が評価できないのかについてお答えいたします。このたびの地方自治法の改正につきましては、大規模な災害、感染症の蔓延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態において、国民の生命等の保護のために特に必要な場合、地方公共団体に対し、国が必要な指示ができることを規定したものであり、国民の生命等を的確かつ迅速に保護するという観点では私も評価、理解をしているところでございます。

しかしながら、地方分権一括法によって構築されたこれまでの国と地方の対等・協力の関係を見たとき、法定受託事務に関する指示権行使の要件を緩和するとともに、国の関与を最大限抑制すべき自治事務にまで指示権を認めることは、憲法で

保障された地方自治の本旨や裁量権が失われることにもなりかねないものと認識しております。そのため運用に当たっては、地方公共団体に意見を求めることの義務づけや運用基準の明確化など十分な配慮が必要であると考えており、このことをもって「どちらかといえば評価しない」としております。

次に、除雪についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 総務部長。

○総務部長（吉田由佳子） 非常時の国の指示権についてのご質問の1点目、非常時の国の指示権とはどのような内容になっているのかについてお答えいたします。

改正に至った経緯といたしましては、近年の非常事態において、国と地方公共団体間で生じた諸課題に対応するためのものであり、新型コロナウイルス感染症対応に際しての情報共有や役割分担等における課題、また災害対応においては地方公共団体のみでは対応が困難である場合、国による関係機関との調整の下で迅速に災害応急対策に取り組むための法令上の権限が整備されていなかったなどの課題の顕在化を受けたことによるものとなっております。

これまでも災害、感染症の蔓延等の事態やその対応に当たり生じた課題等を踏まえて、備えるべき事態を適切に想定し、その都度必要な規定を設けるなど、個別法の見直しが重ねられているところでございます。

一方で、そのような見直しが適時適切に行われたとしても、なお個別法において想定されていない事態が生じる場合において、個別法の制定または改正により対応が行われることが考えられますが、それまでの間は法律上の根拠がない中で国による働きかけや対応が行われることとなり、国、地方公共団体間の責任の所在が不明確となりま

す。

国からは、今回の地方自治法の改正は国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国の地方への働きかけについて法律上のルールを整備し、国と地方公共団体の責任と権限を明確化するものであると示されております。

○議長（富岡幸夫） 都市整備部長。

○都市整備部長（木下尚一郎） 除雪についてのご質問の1点目、除雪業者の基準についてどのようなになっているのかについてお答えいたします。

市が行う道路除排雪は、総延長約521キロメートルに及ぶ市道や生活道路の通行の安全を確保する観点から、道路維持作業を請け負う建設業法の許可を有する事業者を中心といたしまして、除排雪業務の受注を希望しているむつ市指名競争入札参加有資格者の中から道路除排雪に対応可能な5トン級以上の除雪車両を有し、オペレーターの交代要員の確保が可能であるなどの人員体制が構築可能な事業者を対象としております。

このことにつきましては、平成30年度に国土交通省から専門家を派遣していただき、地方公共団体が抱える入札契約制度の課題について提案していただきました。その際に取り上げられた課題の一つが、除排雪業務の契約の透明性、競争性に係る課題でありましたが、オペレーターの確保を含む体制の維持、そして除雪対象路線の様々な特性に対応したきめ細かな配慮が可能な実施体制の確保が優先する課題であるという結論でありました。このことを念頭に、現行の基準を基に決定しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、新規参入方法はどのようなになっているかにつきましては、新規参入を希望する事業者から保有する除排雪車両一覧及び従事者名簿などの関係書類を添えて申入れしていただき、市の道路除雪に対応可能な体制であると判断された場合は、各地区ごとに会議を実施し、路

線の調整を行います。現状で除雪体制が整っている場合や、申入れの時期によっては、その年度からの参入は難しい場合もございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 19番。

○19番（佐賀英生） まず、1項目目の国の指示権ということで答弁いただいたのですが、市長がいいのか、部長がいいのか。この国の指示権というのは、いっぱい各法案ありますよね、例えば土砂、疫病、それから河川だとか。その中の上の位置、全体的に網羅するその大きい法律と考えてよろしいのでしょうか、お願いします。

○議長（富岡幸夫） 総務部長。

○総務部長（吉田由佳子） お答えいたします。

個別法において想定される事態については、個別法の規定が適用されるものでございますけれども、そこに個別法で規定されていない場合に、こちらの今の改正した地方自治法が適用されるということでございます。

○議長（富岡幸夫） 19番。

○19番（佐賀英生） ありがとうございます。要は、個別法のちょっと足りないところを補うような網羅的な法だと。ただ、私ネットで、読売新聞、朝日新聞、東京新聞、日本経済新聞、プレジデントオンラインと東洋経済オンラインも見たのですが、細部はないのです。というのは、ある意味わざとアンニュイにして埋めようとしているのか、それともそれを出すことによって、いろんな茶々といいですか、細かいのが入ってくるのかと思うのですが、要はさっきも壇上で申しましたが、先般の小赤川の事例で申しますと、例えば事件が起きたと、こっちから通報すると。その中でタイムロスが生じますよね。このむつ市の指示権者である市長が対応したほうがずっと早いし、なおかつ現場を分かっていますし、そういうデメリットの部分もあると思うのですが、

その点については、ここで国がと言ってもしようがないのですけれども、市長としてはどのように考えていますでしょうか、タイムロス等を。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 災害の場合につきましては、いわゆる個別法に該当するものでございまして、災害対策基本法がございまして、それに規定しています災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための指示というのが国の中で決められておりますので、その中で対応することになると認識しておりますし、災害の場合はリエゾンの派遣を県ないし国にも求めてまいりますので、連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（富岡幸夫） 19番。

○19番（佐賀英生） そうすれば、この国の指示権というのは、個別法がまずありますよね。その中で対応できないものに対して行うということでしょう。まず、一番多いのは災害だと思うのです。疫病だとか大災害というのはそうそう、この前も新型コロナ禍でやったのでしょうけれども。そのときに、例えば個別法の中で処理して、よしんばどのようなものがあるか、僕はちょっと想像もつきませんけれども、なったときには、その国の指示権を発動すると。それは、当然地方自治体から県を通して国に行くということなのですから、このタイムロスというのは多分生じると思うのです、よしんばですけれども。ないとは思うのですけれども、そういうときはどのような手順で進めていくことが考えられますでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 総務部長。

○総務部長（吉田由佳子） お答えいたします。

今回の国の指示権の制度というのが、地方公共団体からの要請がなくても国のほうが指示権を行使できるというものでございまして、その指示権を行使する際には、地方公共団体の意見を聴取するように努めるものとされておりますけれども、

必ずしもそれを義務づけするというものではないというところがございますので、タイムロスといえますか、いち早くそういう事態に対応するために今回の改正がなされたものと認識しております。

○議長（富岡幸夫） 19番。

○19番（佐賀英生） 確かにご無理ごもっともな方法なのですけれども、だって災害が起きたのが一番最初に分かるのは地元の人ですよ。国が指示権で出すということがあるのですけれども、それはそれで結構だと思う反面、地方の自治権が失われていくではないですか。要は、「おいおいおい」と、「山本君、全然駄目じゃん」と国からがんがん先に行くような、ある意味失礼な部分も見受けられるような気がします。この国の指示権があるときに、蛇足ながら、県だとか各市町村にある程度打診というか、少し聞くような状況というのはあったのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 地方自治法の改正につきましては、国会で議論されたものと認識しておりますし、ちょっと今手元に資料がありませんので、実際に照会があったかどうかは、存じ上げてございません。

○議長（富岡幸夫） 19番。

○19番（佐賀英生） ありがとうございます。大体共同通信社というのは、国が決まってある程度やるときに、毎回同じ自治体に先に探って、終わった後に出すと。共同通信社のあんばいがそういうふうに書いてあったものですから、あったのかなと思います。

懸念することは、地方自治が失われるということが一番残念だと思います。ましてや今、数年前から誰かが総理大臣になったときから、もうある程度権威主義です。地方分権だと騒いでも、全然地方分権になっていませんし、中央集権的になっ

ている。政治も人間の移動も中央集権的になっているのは、私は危険なことだと思いますので、何とかこの辺のところがあったら適宜対応して、一番大事なことは、私が思うには、私は市長でも知事でもありませんので、一生なれることはありませんので、言わせてもらいますけれども、要は、やって、ここはこうするから、こっちでやったからということで意見やって、きちんとしたその分をもらえれば、一番僕はその地方に即したものだと思っているのです。ぜひともそういうときは力を発揮してやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に除雪なのですけれども、一定の基準、これは至極当然な話なのですけれども、今どちらかというと、市も業界団体も起業、起業と。若い人が仕事をしていくというのは、これは大変結構なことだと、やっているわけですが、いざどっこい、では作業、こういうものを起業してやりました。やはりこの土地柄、雪が降りますので、夏場の仕事がないと。そうすれば、そこに参入したいとなる。当然前からやっている人は、いい意味での既得権ですが、いい意味での既得権が生まれていて、今まで貢献していただいたのですが、感謝感激なのですけれども、そういう部分で参入しやすいような方法といいますか、あると思います。その数を満たしているから入れられないということになると、逆な既得権が生まれてくるのではないかと懸念するところですが、部長、どう思いますでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 都市整備部長。

○都市整備部長（木下尚一郎） お答えいたします。

市が除雪を実施する生活道路は、道路の幅員等の状況により、路線それぞれ作業状況が異なりますが、市民の皆様の生活に影響が出ないよう、迅速かつ効果的な除雪を行う必要があると考えております。そのためには、どうしても機械の保有台

数、オペレーターの人数、また路線に対する熟読度も重要な選定条件となりますので、今までどおり総合的に勘案した上で調整する必要があると考えておりますが、今議員ご指摘のとおり、オペレーターの高齢化やオペレーターの減少という事情も聞いておりますので、実情に合った事業者の選考方法について今後検討してまいりたいと思いますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 19番。

○19番（佐賀英生） 新しい業者の参入というのは、大変悩ましい問題で、特に除雪とかごみとか、いろいろあろうかと思うのですが、どうでしょうか、部長、さっきのやつも基準決まっていますよね、云々と決まっていますけれども。そろそろきちんとした、もうちょっと何者ぐらいで、どれくらい車両があってどうのこうのと細かいところまである程度決める時期に来ているのではないかと。時期というか、ある程度あるのですけれども。

では、逆から言えば、入れなかった業者としては、「おいおいおい」と、「ちゃんと加盟なりにうちも入れてくれよ」とかなれば、今度答弁に大変困ると思うのです。多分担当の職員のほうがずっと困ると思います。

だから、あと1年ありますので、市長、きちんとしたある程度の、既存の業者の方も、これから参入する方も、ほかの方も皆分かりやすく納得できるようなもの、基準といいますか、条例までいかなくても結構ですけれども、そろそろつけて分かりやすくするべきだと思うのですけれども、市長でも部長でもいいですけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 除排雪の業務の新規参入基準というのは内規として持っておりまして、具体的に申し上げますと、先ほど部長から答弁したとおり、除排雪用の重機5トン以上を1台以上保有す

ること、また今新型コロナウイルスもありますので、オペレーターの数、不測の事態に備えて交代要員を必ず持っていたきたいということから、複数人のオペレーターが確保されていること、そういった基準もあります。

先ほど部長からも答弁させていただきましたけれども、令和元年度から令和6年度までで新規参入事業者2業者、また逆に撤退した事業者が4業者ということになっておりまして、佐賀議員からもご指摘ありましたし、部長からも答弁したとおり、今どちらかという作業員の不足が見込まれておりますので、今やっている人をどうやって維持していくかというほうがむしろ重要で、新規参入どんどんやってくださいというような局面ではないと思います。

もちろん新規参入についても事情に合わせながら、今の現状に合わせながら、今後も参入方法、基準を検討してまいりたいと考えておりますけれども、現状の局面といたしましては、建設業をはじめ除排雪事業者をこれからも維持していく、生活道路を市民の皆様のためにしっかりと除雪していく、こちらのほうに重点を置いてやってまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 19番。

○19番（佐賀英生） 分かりました、ありがとうございます。

僕もよく若い人たちを集めて除雪の勉強会とか、いろいろ教えてもらうのですが、僕は60歳でロートルのほうなので、同級生とか、ちょっと上とか、一番若いのでやっぱり4代になってしまっているのです。やっぱりこれというのはすぐできるわけではなくて、ある程度の経験を積まなくては行けないと。あとは、やっぱりセンスですよ。センスが悪いやつは、いつまでたっても悪い。やっぱりあれというのは感覚なのでしょうね。そこら辺は、注意しても全然効かな

いのですけれども。ある程度を踏んで、なおかつそこには何かあるかと。やっぱり上手な人というのは、晴れたときに一瞬見てくるのです、その自分の担当現場を。あれというのはすばらしくて、事故のないよう、あれないよと。事故がなくても、必ずいつかどこかを壊しているのですけれども。そういうものの若い人たちの参入ですとか、やっていくためには、現状でやっていくのも結構です。では、逆に一つ、次から基準をきちんと満たしてエントリーしているものは、例えば入って行って、順番に補欠的な、次点的なものにつけてやっていくのか、これ最後に1つだけ伺います。

○議長（富岡幸夫） 都市整備部長。

○都市整備部長（木下尚一郎） 先ほどの繰り返しになりますけれども、総合的に勘案してということですので、そのランクというのは今のところは順番待ちというか、そういうランクはつけておりません。

（「その次だよ、来た順に入れるか、まあ次……」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 19番。

○19番（佐賀英生） では、総合的に勘案して、好きですよ、ね、「総合的に勘案する」という言葉。例えば免許があるところがあると。エントリーを先にしている業者があったとしたら、それは次の補欠みたいに、次に順番というかあるのか。あるのかというのは、次順番待ちみたいな感じで進めていけるのかどうか、それ最後に1つだけ伺います。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 部長が総合的に勘案すると言ったものは、先ほど私から令和元年度から令和6年度まで新規2事業、撤退4事業と言いましたけれども、撤退する事業者さんが、どこの路線で、保有台数何台で、オペレーター何人が撤退していくのに対しまして、新規参入の方が、例えば1台、

今年申し込んでいて、来年次に来た事業者が保有台数10台でオペレーター30人みたいな形になると、それは順番ということよりも、むしろ生活道路をいかに効率的に除雪していくかということでもありますので、順番ということではなく、そういったところを総合的に勘案して選定していくというふうにご理解いただければと思います。

○議長（富岡幸夫） 19番。

○19番（佐賀英生） そうですね、やっぱりいろんなのがありますから。細かい話をすると、いろいろと今後問題も出てくるかもしれませんし、部長とか、せっかく頑張ってもらっているのに、ではそういう形で進めていきましょう。後で個別にいろいろご相談もしたりなんかしながら、不正とかそういうのではないですよ。全部頭の中に入っていますから、例えばそういう大きいのが来たら、こっちをこうやって、こっちの狭いのをこっちの路地に動かすとか、路線の変更だとかいろんなのがありますので、幅とか、それはこれから話すると1時間も2時間にもなりますので、個別としてそういうことで、何とかそういう業者がいたり、これから起業していく人たちがいたら、除雪に限らずいろんな部分で引き上げてあげて、この地域の工業者とか技術者とかを育てていくような施策にしていきたいと思っております。

終わります。

○議長（富岡幸夫） これで、佐賀英生議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時26分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎高橋征志議員

○議長（富岡幸夫） 次は、高橋征志議員の登壇を求めます。1番高橋征志議員。

（1番 高橋征志議員登壇）

○1番（高橋征志） 1番、高橋です。学校図書と海外事業の2項目について一般質問を行います。

まず、学校図書について、3点質問いたします。

1点目は、図書室の蔵書数の基準である学校図書館図書標準の達成状況についてです。文部科学省が公表している令和2年度の調査結果によると、本市において国の目標である図書標準100%を達成しているのは小学校が2校で15.4%、中学校が4校で44.4%となっております。東京都の市区町村の平均が小学校81.3%、中学校68.1%、姉妹都市会津若松市では小学校94.7%、中学校81.8%となっております、これらと比較しても本市の水準が極めて低いことが分かります。

そこで、当該調査において学校図書標準100%を達成した6校がどの学校であるのかお伺いいたします。

また、学校図書標準が100%に達していないということは、蔵書数が不十分であることを意味しますが、その現状を教育委員会としてどう認識しているのかお伺いいたします。

2点目は、学校図書の購入予算についてです。本市における今年度の学校図書購入予算は、小学校12校で133万8,000円、中学校9校で77万4,000円、合計211万2,000円となっております。学校図書の購入経費は、地方交付税による財政措置の対象となっております。文部科学省が公表している第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」概要資料によると、その算定基準は、1クラス当たり小学校は4万700円、中学校は6万3,100円となっております、あくまで試算ではありますが、本市に当てはめるとおよそ930万円となります。つま

り地方交付税の財政措置算定額と今年度の当市の予算額とが700万円も乖離していることとなります。

そこで、各小・中学校へ配分されている図書購入予算の積算根拠をお知らせください。

また、国の財政措置よりも大幅に少ない予算しか学校現場へ配分してこなかった理由についてもお知らせください。

3点目は、学校図書を保護者から徴収した私費で購入していることについてです。学校図書は、学校備品です。公立学校の備品は、本来公費予算で購入すべきものです。保護者が支払うべきものではありません。しかしながら、本市では小学校4校、中学校1校の計5校において、図書費や図書充実費という名目で保護者から諸費として集金し、学校図書を購入していることが分かりました。本来支払う必要のないお金を保護者が支払っている現実です。原因は、学校の予算不足であると考えています。

スクールコンプライアンスについての解説書によれば、学校教育法第5条の規定は、学校運営に必要な経費は全て設置者が負担するという原則を定めており、学校施設の整備のみならず、備品の類いも設置者が負担することを定めていると解説されており、公費で負担すべき経費を保護者に負担させることは、公教育の在り方として適切ではないとまとめられています。

また、文部科学省が平成24年5月9日付で発出した通知「学校関係団体が実施する事業に係る兼職兼業等の取扱い及び学校における会計処理の適正化についての留意事項等について」においては、学校における会計処理の適正化について、学校の実務運営に係る経費については、当該学校の設置者である地方公共団体が負担すべきものであり、地方財政法等の関係法令に則して会計処理の適正化を図ること、同法は「学校の経費について住民

に負担転嫁してはならない経費を規定しており」、「住民の税外負担の解消の観点から安易に保護者等に負担転嫁をすることは適当ではない」と明記されています。これが既に10年以上も前に国から示されていたにもかかわらず、今もなお行われ続けていることは、教育行政に対する信頼を棄損するものであると考えます。

以上のことを踏まえた上で、一部の学校において保護者から徴収した私費で学校図書を購入している現状について、どう認識しているのかお伺いいたします。

また、保護者からの図書費の徴収は廃止すべきと考えますが、併せて見解をお伺いいたします。

次に、項目の2つ目、海外事業戦略についてです。むつ市総合経営計画後期基本計画は、本市の販路開拓のターゲットを東南アジア市場としておりますが、これまでのシンガポールと台湾に加え、今年度新たにロサンゼルスでの事業が始まりました。海外での事業は、国内事業と比較し、予算上の問題も併せ、その事務の難易度の高さから人的な負担も相当なものであると考えます。総合経営計画との整合性の欠如もさることながら、本市の予算と人員の現状において、広く海外に展開する余力があるのか疑問です。むしろそのことによって組織の損耗を早めてしまうのではないかと、人員の不足、職員の教育不足、疲労の蓄積や士気の低下などによって、最終的には組織としての質の低下、つまり市民サービスの低下につながるおそれがあるのではないかと危惧しております。

組織において最も大切にしなければいけない経営資源は、人材だと思っています。無理が生じた場合には作戦を中止し、撤退する決断が求められます。また、市が扱う予算は職員の人件費も含め、全て税金が原資です。いたずらに浪費すべきではありません。限られた経営資源で成果を上げるために目的を明確にし、事業を絞って人と予算を集

中的かつ効率的に運用することが必要だと考えています。

そこで、事業を展開している台湾、シンガポール、ロサンゼルスそれぞれのそれぞれについて、事業の主目的は何であり、どのような層をターゲットにしているのか、現状どのような課題があるのか、また今後の事業展開をどう展望しているのかお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 高橋議員のご質問にお答えいたします。

まず、学校図書についてのご質問につきましては、教育委員会及び担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、海外事業戦略についてのご質問の1点目、事業の目的についてお答えいたします。本市が事業展開しているシンガポール、台湾高雄市及びアメリカ合衆国ロサンゼルスのいずれにおきましても、その目的は共通しております。具体的には、人口減少に伴い、地域内及び国内市場が縮小する中で、人口や富裕層の増加が見込まれる海外マーケットからヒト・モノ・カネを獲得し、稼げる地域への成長を目指すものでございます。

次に、それぞれの事業のターゲットについてありますが、シンガポール及びアメリカ合衆国におきましては、富裕層の人口、富裕層比率、1人当たりの名目GDPが非常に高い国であることから、主に富裕層をターゲットに需要の獲得を目指しております。この取組では、客単価の高い飲食店や小売店へのアプローチを進めるとともに、富裕層向けの観光商品を一般社団法人しもきたTAB I あしすとが造成しております。

一方、台湾高雄市におきましては、台湾が青森県産リンゴやホタテの主要な取引先であり、さら

にエバー航空の直通便が開設されていることから、青森ブランドは現地で一定の認知を得ております。

また、高雄市の陽明国民中学と当市の川内中学校が30年以上にわたり交流を続けている実績を踏まえ、こうした基盤を生かして、幅広い客層に向けたさらなる需要の獲得に取り組んでおります。

次に、ご質問の2点目、現状の課題についてお答えいたします。市といたしましては、海外市場における認知度の向上が現状の課題であると認識しております。今回のロサンゼルス訪問と併せて、在サンフランシスコ日本国総領事の大隅様からアドバイスをいただき、この課題を克服するため、例えばこの商品はこの方がこんな思いでどれだけの苦勞を乗り越えて生産したといったものだけではなく、人が見えるような海外の方の感性に訴える説得力のあるストーリーを来年4月にスタート予定の一般社団法人「しもきたツーリズム」や現地企業と連携し発信してまいります。

また、A o m o r i G l o b a l A d v a n c e P r o j e c tを通じて、本市の魅力を感じたシンガポール国立大学の学生による現地での情報発信を推進しております。さらに、来年度からは、アメリカの学生も本プロジェクトに参加する予定であり、ロサンゼルスやサンフランシスコでの情報発信を強化してまいります。

加えて総務省の制度を活用し、三大都市圏の企業から専門知識を有する社員を本市へ派遣していただくための調整も進めており、外部からの経営資源も効果的に活用することで、認知度向上を図ってまいります。

最後に、ご質問の3点目、今後の展望についてお答えいたします。東南アジアではシンガポール、東アジアでは台湾高雄市、北米ではアメリカ合衆国ロサンゼルスを拠点とし、引き続き販路開拓及び商流確立に向けた取組を進めてまいります。

この中で認知度をさらに高めるため、一般社団法人「しもきたツーリズム」や国・県の関係機関、日本貿易振興機構や国際観光振興機構といった独立行政法人、さらには民間企業とも連携を図り、限られた経営資源を有効に活用してまいります。

「ローマは一日にしてならず」ということわざのとおり、市といたしましてはこれまでの前例、固定観念、発想にとらわれることなく、現地のトレンドや各種情報を市内事業者の皆様と共有し、稼げる地域の実現に向けてたゆまぬ歩みを続けてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

（阿部謙一教育長登壇）

○教育長（阿部謙一） 高橋議員の学校図書についてのご質問の1点目及び2点目のうち、図書購入費の予算積算根拠につきましては、教育部長からの答弁とさせていただきます。

ご質問の3点目、保護者から徴収した私費で学校図書を購入していることに対する認識についてお答えいたします。学校図書館へ配備する図書につきましては、公費で購入すべきものであり、教育委員会といたしましては、年度ごとの予算の平準化を図りながら、将来的に学校図書館図書標準を満たせるよう、計画的な予算の確保に努めております。これにより、令和5年度における市内小中学校の学校図書館図書標準の平均は85.5%であり、100%は満たしていないものの、著しい不足状態ではないと認識いたしております。また、その割合は年々徐々に改善されてきております。

一方で、ご指摘をいただきましたように、図書標準の達成校が小学校15.4%、中学校44.4%であることに関しては、私どもも憂慮いたしておりますし、先ほど申し上げましたように、計画的に達成に向けて努力をしております。

また、学校徴収金において、私費として図書費を設定している学校につきましては、児童・生徒

にとって、より充実した学校図書環境を実現するため、保護者への説明と理解の下で図書が購入されているものと認識いたしており、自主性が重んじられる学校運営に保護者が参画する取組として尊重すべき取組であると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） 学校図書についてのご質問の1点目、学校図書館図書標準の達成状況についてお答えいたします。

文部科学省が定めている学校図書館図書標準とは、学校の種別ごとに学級数に応じ蔵書冊数を定めたものとなりますが、同省が実施いたしました令和2年度学校図書館の現状に関する調査において、学校図書館図書標準100%を達成した市内の学校は、小学校では奥内小学校及び正津川小学校の2校、中学校では大湊中学校、川内中学校、大畑中学校及び脇野沢中学校の4校となっております。

学校図書館図書標準を満たしておらず蔵書冊数が不足している現状につきましては、年度ごとの予算の平準化を図り、予算を配分することで各学校において計画的な図書購入に努めていただいております。蔵書数不足は徐々に改善されておるものと認識しております。

教育委員会といたしましては、今後も必要な予算の確保に努め、学校図書の充実を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、学校図書の購入予算について、各小・中学校に配分されている図書購入費の予算の積算根拠についてお答えいたします。図書購入費の積算に当たっては、各学校の学校図書館図書標準の達成率に応じて予算を案分することで、蔵書冊数が少ない学校に配慮した予算配分に努めておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（松谷 勇） 学校図書についてのご質問の2点目、学校図書の購入予算についてのうち、国の財政措置よりも少ない予算額しか配分していないのではないかについてお答えいたします。

学校図書費につきましては、普通交付税で措置されておりますが、標準的な規模の学校における学級数等により算定された基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた財源不足額が交付の基準となっております。普通交付税は、一般財源として各自治体の自主的な判断で使用できる貴重な財源となっており、それぞれの自治体がそれぞれの裁量により子どもたちの教育環境の充実に資する地域の特色を生かした各種事業に充当しているものと認識をしております。

当市におきましても、学校図書購入費をはじめ教育委員会との協議の上、関係予算を措置しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（高橋征志） では、再質問をいたします。

まず、学校図書についてなのですけれども、論点が4つあると思っております。1つは、現実として蔵書が不足しているということです。2点目としては、私費で集めているのをやめてほしいという話です。3つ目としては、私費で今まで本を買っていた分をやめていただきたいので、やめていただいた分、お金が足りなくなるということで、その分をきちんと本来のあるべき形として公費で補填してほしいということです。4点目は、私費であるか否かにかかわらず、そもそも学校図書の予算が足りていないので、学校図書だけではないのですけれども、学校図書の予算が足りていないので、学校の予算をそもそも拡充してほしいという4点になります。

まず、1つ目の論点なのですけれども、蔵書数が不足しているということで、もちろん蔵書が増

えれば、必ず子どもたちが本を読むというわけではないと思うのですけれども、現状、もう日に当たって色あせて、誰も読んでいないような、そんな本ばかりだから読む気にならないということも当然あるのかなと思います。蔵書数の不足が児童・生徒の学習に影響はないのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） 学校図書館の蔵書冊数については、議員ご指摘のとおり100%ではないにしろ、先ほど教育長からも答弁ありましたとおり、85%以上の蔵書があって一定数が確保されており、そのことについて、本が足りないであるとか、予算が足りないであるというご意見はいただいております。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（高橋征志） 学校図書標準の達成率が八十数%だという答弁でしたけれども、文部科学省が調査しているのは、きちんと学校図書標準100%を達成した学校を調査しています。つまりちよつと数字の面ですり替えではないのですけれども、論点がずれてしまっているのです、きちんと100%正しく学校図書標準を満たした学校はたった15%しかない。全国の標準に比べて極めて著しく本が足りていないという状況になりますけれども、その辺もう一度ご見解をお伺いします。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答え申し上げます。

ご指摘に関しては、まさにそのとおりであると考えております。補足に関して、背景を少しお話をさせていただきますと思います。

私も申し上げましたように、全体に必要な本のうち、85.5%が市内全小・中学校の図書室に配備されております。これは、100%を達成している学校が14%、40%という状況を考えれば、満たしていない学校においても一定水準の図書が図書館にある、そういうことを推測することができます。

したがいまして、先ほど部長が申しあげましたように、学校の教育活動に著しい遅滞が生ずる、そういう状況ではないと認識をいたしております。

また、これも先ほどご回答申しあげましたように、学校から「本が少なく困る、何とかしてくれ」と、そういう切実な声は寄せられていないこともまた事実であることはご理解をいただきたいと思っております。

しかしながら、私どもの基本的な考えとすれば、議員がご指摘のように、本があれば子どもたちはそれに手を伸ばしたり、誰かが読んでいて、それを横で見て、また興味が深まったり、そのような子どもたちの情操だけではなくて、知的好奇心等を含め、いろいろな教育的な資質を育む、そういう媒体であると考えておりますので、先ほど壇上でご答弁申しあげましたように、これからも計画的にその充実に努めてまいりたいと思っております。

そして、蛇足ではありますが、各学校は学校図書館管理の一環として、定期的に補修あるいは廃棄等を行っております。廃棄をすれば、その分一時的に達成数が減少することもまた事実でありますので、全体的なことを考えながら、計画的に蔵書の増強に努めてまいります。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（高橋征志） では、よろしくお願ひします。

次の論点に移りますけれども、私費の廃止です。国からの通知ですとか、コンプライアンス的な問題もありまして、保護者からの不要な私費の徴収は不適切であると思っております。今現在現実的に取られている図書費、令和7年度から保護者からの私費として徴収するのをやめてもらうように学校へ働きかけていただけないものでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答え申し上げます。

先ほどお話をいたしましたように、学校教育に保護者が参画をして、子どもたちにより充実した

教育環境を提供すること、このこと自体は非常に望ましいことであると考えております。そして、各学校が保護者と協議をした結果、その了解を得て図書の増強に努めるのであれば、そのことに関して私どもとして一律に禁止するものではないと考えております。

しかしながら、堅く学校とも協議しなければならないことは、あくまで保護者の自発的な要求であり、また完璧な理解に基づいた上でそうしたことがなされなければならないこと、これは確認をしてみたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（高橋征志） 具体的な話をしないと、多分この先進まないの、ちょっと申し上げますけれども、小学校4校で取っているのは、第一田名部小学校、第二田名部小学校、第三田名部小学校、苦生小学校と中学校は田名部中学校です。となると、これだけでかなりの人数の世帯が対象になっていると思っております。そのほかの地区の小・中学校は、図書費を徴収していないので、あくまで先ほど申し上げた5校だけの徴収になっています。

実際に保護者に対して、その学校だけ、うちだけそういう図書費を取りますよという説明がなされているようには到底思えないのです。開示請求した通知を見ましたけれども、うちだけはそれが必要で取りますというふうには書かれておりませんし、そういったことから、全ての保護者の同意を得て徴収しているとはちょっと思えないのです。なので、そこはちょっと確認していただいた上で、もし全保護者の同意がなければ指導していただくということではいかがでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） 数値の話もありましたので、1点訂正をさせていただきたいと思っております。

先ほど市内全小・中学校の図書の配置率が85.8%と申しましたが、85.5%の誤りでした。大

変申し訳ありません。

ご質問へのご回答ですけれども、私も申し上げているように、これは保護者の理解の上に成り立っている教育活動と考えておりますので、おっしゃることに関しては、重々承知をいたしております。しかしながら、これに関して調査等という形ではなくて、来年度以降そのような形で徴収するのであれば、当然常識に基づいてしっかりと理解を得て、意見を集約して、そして徴収、そして環境の充実に当たるように、これは各学校にしっかりと申し上げたいと思っています。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（高橋征志） まとめるといいますか、1つ整理して言い換えますと、適切な形で運用していただくように、教育委員会から各学校のほうに一言入れていただけると、そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） 単純に答えを申し上げますと、「はい」です。

補足が幾つかあるので、ちょっとお話をさせていただきたいのですが、実は先ほど財務部長からのお話にもありましたように、それぞれの自治体でそれぞれの市町村の方針があって、私どもであれば学校教育の方針があって、それぞれ主体的にいろいろな施策、予算配分を含めて行っております。したがって、それは全国一律ではありません。議員ご指摘のように、地方交付税交付金の算定基準に関しては、全国一律に定められておりますが、しかしながら結果として今申し上げた理由で一律にはならないことは、これは自明の理であると思います。

そして、先ほどのご質問の中で、我々も全く同感なのですが、予算が苦しいから教育費を削る、そういう発想は間違いだ、私も全く同感であります。しかしながら、私どもは予算、自主的に決め

る権限はないので、申し上げても不調法ではないかと思うのですけれども、本市におきましては、例えば補正も組んでいただいて、県が全国に先駆けて行った給食費無償化、2,000万円弱の補正を組んでいただいて、そしてそれが完全無償化になるように実現されています。また、全部の小・中学校にエアコンディショナーも配備されることが進んでいます。こうしたことは、全国一律で行っているわけではありません。

このように、状況を考えて必要なところに予算を配分して、ただ、だからといって基準を満たしていないものは看過されるわけでは当然ありませんので、これに関してはお答え申し上げたように、これからしっかりと定期的に対応してまいります。そのようなこともご理解いただければ大変ありがたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（高橋征志） 配分されている予算が現状不足していると、だからこそ学校は苦肉の策といえますか、あえて保護者に頼らざるを得なくて今に至っているのかなというふうに思います。

少し話は替わりますけれども、先日県庁でまとめたこども・子育て「青森モデル」という人口減少ですか、少子化のモデルが公表されました。結婚している世帯で希望のこども数よりこどもの数が少ない理由を調査した結果が載っていますけれども、1位はこどもの教育にお金がかかるから、2位は食費、衣服、小遣いなど、こどもを育てるのにお金がかかるからというふうにデータとして示されておりまして、結婚している夫婦が希望以上のこどもをためらうのは、経済的要因が一番だということが、こども・子育て「青森モデル」でもうはっきりと示されておりまして。

今は教育の観点からお話ししてはいますが、そういったところで、今国のほうでは手取りを増やすという話もありますけれども、収入を増

やすと同時に支出を減らすことで手取りが増えると思いますので、そういった観点からも、ぜひご検討いただきたいと思います。教育委員会から一言あれば、不適切だという話も国の通知からもありますので、学校に言っていただければ、きっと来年度からは直るものだと思っておりますので、期待しておりますので、よろしく申し上げます。

次は、私費を廃止した分を公費で補填していただきたいということになります。今年度の状況を見ますと、5校で大体50万円の図書費が私費として集まっています。教育委員会から学校へ指導していただくことによって、徴収することがなくなると。そうすると、全体で50万円の予算が不足することに、本を買うお金が不足することになるのですけれども、本来取ってはいけないお金を取っていたので、当然その分は公費で補填するべきだと思うのですけれども、その辺、もう一度考えをお聞かせください。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） お答えいたします。

図書購入費であります。繰り返しになりますが、毎年の予算の額を標準化することで計画的に購入いただいております。その中で一部の学校で私費を集めて図書を購入しているというのは、教育長も答弁したとおり、より充実した環境を整えるためと理解しております。

我々としては、毎年安定して予算を確保していくことで100%に近づいていただけるように学校のほうに努力いただいているということですが、廃棄の問題、教育長も言いましたが、廃棄のタイミングであったりとか、あとは実際問題として図書を買ってもなかなか整理できないので、一度に買う購入数がある程度予算の範囲で収めているとか、そういったこともあって、特段要望もないというような状況ではないかなと思っておりますので、仮に私費での徴収をやめたからといって、

100%をどんどん割っていくというような認識はございませんので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（高橋征志） ただ、現実を鑑みれば、現に50万円取っているわけですが、保護者から。もし足りているのであれば、殊さらお金を保護者からいただく必要というのはないですよ、足りているのであれば。公費で十分だとしたら、なぜあえて50万円も追加で負担するのかという理由が成り立たないではないですか。つまり現実的に現場で足りていないからやむを得ずお金を取っているわけであって、それを今現在足りていて云々かんぬんというのは、やっぱり違うと思うのです。

予算をつけるのは、やっぱり教育委員会ではないので、市長部局の方にお伺いしたいのですけれども、取ってはいけないお金を取っていたので、きちんと正しい形に戻すのであれば、まずは50万円、毎年田名部地区の5校にきちんと配分するべきだと思うのですけれども、50万円ですから、できないことはないと思うのです。いかがですか。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） 財務部の前に、まず私のほうからお話をさせていただきたいと思えます。

財源云々に関しては、私が述べる何物もありませんので、今論点が2つあるかと思えます。まず間違った徴収であったので、ではどうするか。では、それは公費で補填するべきではないか。その2点なのですけれども、まず後半に関しては財務部に答弁を委ねますけれども、前半に関しては、我々は学校で子どもたちに本を与えるときに、いろんな要望があって、「あの本、この本見たい、あれないの」と言ったときに、「はい、あるよ」と全部渡したいと思えます。これに関しては、よしんば蔵書率が100%を全ての学校が超えても、やはりその可能性はあるので、もっと本があれば

と常々思うこととなります。したがって、現状100%を割っていて、そして子どもたちによりよい教育環境を提供するために学校と保護者が相談をして、了解の下で徴収をして蔵書を増やしている。そのことに関しては、不足があって、そして足りないのどうしようもなく、本来公費である分だけでも、それを私費でということは、必ずしも言い難いと考えております。

そして、先ほどご要望いただいた私も各学校にしっかりお話をすると約束を申し上げたように、しっかり図書状況を確認をして、必要があるのであれば、保護者とも十二分に協議、説明、ご理解を賜った上で徴収するように、そのようなこととお話をいたしますので、その点に関してはご理解を頂戴いたしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 市長部局の答弁ということでありますので、幾つか論点があると思いますけれども、先ほど来、学校は教育委員会の所管でございますので、教育委員会所管についてお答えすることは控えますけれども、今学校の中で85.5%が図書の保有率として持っているというのは、各学校の保有率100%を超える学校を増やすという意味からすると、大きい学校の本を小さい学校に動かせば100%を超える学校は増えていくと思います。でも、それというのは、教育の公平公正の観点からは、数字の遊びということではなくて、全体の学校が満遍なく保有しているほうが私は望ましいと思いますし、そういうことだと理解しております。

その上で、学校予算が足りないのではないかとご指摘もよくいただいておりますけれども、今市といたしましては、昨年の夏暑かったということもありまして、補正予算でエアコンの設置を決めておりますし、今年度も年度途中でありましたけれども、議会の皆様の承認をいただきまして、

学校のトイレの洋式化、これは子どもたちが学校に行きたくない理由の一つでもあったと思いますし、そういった予算を拡充している最中でございます。

あまりこう言うとなれなのですが、AIドリルはじめ様々な場面で今教育の予算というのは、どちらかという重点的にやっている施策の中で本だけ切り取られると、予算ついていないような形もありますけれども、保護者と決められた中で、PTAの予算についてはPTAの皆さんで判断していただくことが必要だと思いますし、必要な予算があれば教育委員会と協議をして、しっかりと予算を配分してまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（高橋征志） 教育にエアコン、給食費はじめいろいろとお金をかけていただいているのは承知しています。ありがとうございます。ただ、それとは別で、実際に余計にお金を取っている部分があるということは事実ですから、その分をきちんと正しい形に戻しましょうという話ですから、そこは50万円、来年度から、地方交付税の話もありますけれども、地方交付税の話にこだわらず、50万円ですから、教育投資する話ではなくて、もともと誤っていた認識を元に戻すだけですから、それはできると思うのですが、財務部長、いかがですか。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（松谷 勇） お答えいたします。

現在令和7年度の予算の編成中でございますので、教育委員会からの要求内容等を精査した上で予算措置について検討してまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） 私からも補足させていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございます。

算定基準云々ではなくてというようなお話もあ

りましたが、本質問のスタートがそこから始まっていらっしゃるし、算定基準に従って予算を我々のほうで編成をして、議会のほうの議決を賜るということになれば、あまり工夫することも、考えることもないわけですが、こどもたちのために学校の状況も聞きながら、軽重をつけて、本当は軽重ではなくて重重で、多いところばかりであればいいのだけれども、そうした予算は当然入ってきませんので、そうしたことを考えて、こどもたちの今の状況を改善するために、より成長させるために一番ふさわしい予算はこうかな、そう思って我々は毎年度お願いをしております。

決定権は市長部局のほうにありますけれども、そのように考えておりますので、今のお話の中で、50万円取っていることは、これは間違いであった、残念ながらそのように認識いただいていることについては、理解する部分もあります。先ほど来申し上げているように、学校がこどもの状況を見て、保護者と相談をした上で行っている教育活動ですので、一概に過ちとは私どもは考えておりません。そのことに関しては、これまでの学校の営みを我々はしっかりと認めて感謝もしているところでありますので、一つ確認をさせていただきたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（高橋征志） 教育長がそうおっしゃるのは、重々理解はしております。ただ、やっぱり平成24年の通知をもう一度だけ確認しますが、住民の税外負担の解消の観点から安易に保護者等に負担転嫁をすることは適当ではない」と、これは10年以上、これは生きているはずなのです。なので、そこはもう一度皆さん、認識を持っていただきたいというふうに思います。

予算措置を検討していただけるということですので、次の論点に移りますけれども、今は取りあえず私費として徴収していた50万円を何とか公費

で負担してほしいという話ですが、そもそも蔵書数が足りていない中で図書購入予算が足りなくて蔵書数の図書標準を割っているという現状について、改めて公費の予算を拡充してほしいと。現状200万円しかついていませんけれども、文部科学省の理想で言うと、年間900万円だということになりますので、そこをもう一度考え直していただきたいというふうに思います。

教育委員会としては、市長部局からの内示があった予算を案分して振り分けるということになりますから、教育委員会の裁量ではなくて、ここはやっぱり財政当局の考え方、市長部局として教育をどう考えるかという話になると思います。

改めて教育に投資するという意味で、図書購入予算は今は200万円です、文部科学省の理想は930万円です。増額するお考えはありませんか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 図書購入費だけ議論するつもりは私はありません。学校から求められること、保護者の皆さんから求められること、そして一番大事なことは、こどもたちが今何を求めているかということでございまして、本来は、もしかするとこの50万円がこどもたちが求める、去年はこどもたちの声の中から「学校は暑くて夏の期間勉強できないよ」とか、「トイレに行きたいけども、保育園とか自宅では洋式で、和式のトイレちょっと嫌だな」と、そういう声に対応して予算をつけておりますし、「むつ☆かつ」もはじめ様々なこどもたちの声に対応しなければいけないと思っておりますので、予算の拡充については、こちらのほうでも検討してまいりたいと思います。

教育委員会の中でこういった予算のものに優先順位を持ってつけていくかというのは、教育委員会の中で議論することだと思いますので、図書費だけに50万円増やしてほしいとか、そういう議論ではなくて、トータルの中で学校、保護者、そし

て生徒、児童の皆さんが今必要とするものから優先順位を持って予算を配分していくことが必要だと思いますので、市のほうから、50万円、これつけましたということを教育委員会に押しつけるというのはそもそも間違いだと私自身思いますので、トータル予算の中で教育委員会がどのように学校に配分するか、どういったこどもたちの要望があるかを教育長をはじめ教育委員会の皆さん聴いていると思いますので、その中で配分していただきたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（高橋征志） 先ほど教育部長から答弁がありましたけれども、与えられた予算を図書標準に従って配分しているという話です。確かに図書の話だけ切り取ると、細かい話になりますけれども、結局は教育費のパイを増やせば、教育委員会の裁量が増えるわけで、今は与えられた限られた予算の中でやりくりしているので、ひずみが生まれていると。本当は必要などころにかけたいけれども、かけられないという状況になっているのだと思います。

なので、図書費に限った話ではなくて、結局その保護者から徴収している私費というのは、図書費以外にもいろんなものが丸めて集められて、結局学校備品に代わっているという現状がありますので、そういうのを是正していくためにも、そもそもは教育費として与えられている予算をもっと総額を広げてほしいという話になりますので……質問にはならないな。なので、教育委員会から何かをという話よりも、もっと全体を大きく捉えていただいて、予算を増やしていただきたいという話になります。

それで、ではすみません、時間も限られてきましたので、最後にもう一度質問いたします。交付税の話なのですが、需要額から収入額を引いてということで、最終的には自治体ごとの判断

だと、自治体ごとの裁量だというお話になりました。実際に入ってきている金額があって、でも現に学校現場に予算が少なくしかついでいないということは、自治体の判断、自治体の裁量で教育費を削ったということになるのですが、そういうふうに理解してしまうのですが、やはりそこは適切に自治体の裁量なのであれば、増やしていただきたいと思うのですが、最後にもう一度ご答弁をお願いします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 普通交付税の話をいたしますと、まず基準財政需要額、これは消防費、医療も含めて基準財政需要額の中で入ってきておりますけれども、その中で、入ってきた基準財政需要額で算定された数字よりも本市の場合は行政面積も広いおかげもありまして、多く費用がかかっているところもあります。全てがその中で基準となる、標準的となる算定をされているだけであって、それが本市と全く同じように財政運営をさせていただきということではありませんので、そのことはご理解いただきたいと思います。

教育費という意味では、今年度は防災食育センター等も整備しております。かなり大きな予算が教育費の中にありますので、来年見ると、大分縮小したように見えますし、そういうことを高橋議員おっしゃっていることではなくて、多分ソフトの事業の中身のことをお伝えしていただいているのだと思います。そのことについては今年度もこどもたちの予算が拡充というか、こどもたちの人数は減っていますので、その中でも予算が減らないように。

ただ、今年度の予算編成方針の中では、教育委員会だけではなくて、全庁的にマイナス5%のシーリングをかけさせていただいております。これは、物価高騰の中でもこういうのをやるのは、高橋議員おっしゃっていた人的リソースも含めて、

全て市民の皆さんの求めに対応できればいいと思いますけれども、ヒトもモノもカネも含めて資源には限りがありますので、その中で予算を、教育委員会の予算も含めて今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） 令和5年度の市長の一般施政方針におきまして、市長は、「子どもの笑顔をつなぐため、子どもたちの成長と教育への徹底投資を推進する」と述べられました。今回議論した保護者からの私費の徴収の廃止は、これまでのまじいやり方を改めるだけで、残念ながら投資ですらないということになります。図書費以外にも多くの備品を学級費などの私費で購入している実態が既に分かっていますので、改善には市長部局も教育委員会も併せてお願いしたいと思っております。

150年前に、この斗南の地を訪れた会津の人たちは、暗中模索の施策の中で生活に呻吟しながらも、なお子弟の教育を怠らなかつた。「斗南藩史」という書物に、そう記されています。教育がこの国の、このまちの礎であるとするならば、学校図書だけではなく、学校現場への予算拡充はまさに未来に向けた投資です。このまちを興す人材をみんなで育てていきたいと思っております。でするので、予算がないから教育費を削るという発想は、この際捨て去っていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

では次に、海外事業の話に移りますけれども、時間がなくなってきましたので、駆け足で進めさせていただきます。

まず、今3か国やっていますけれども、新たに取り組む国ですとか、事業をやめて撤退する国はあるのか、今どのようにお考えかお伺いします。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） 現在新たな展開を具体的に検討している国はございません。市とい

たしましては、これまでの取組を踏まえまして、既に事業を展開しているシンガポール、台湾高雄市、アメリカ合衆国ロサンゼルススの3拠点の取組を重点的に深めることが最優先であると考えております。これにより限られた経営資源を最大限に活用しながら、これらの地域での成果を確実なものとするよう、努めてまいりたいと思っております。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） 先ほど壇上で総合経営計画の話をしましたけれども、総合経営計画が策定されてから、まだ2年です。その間に東南アジアという方針から一転、ロサンゼルスの方に目を移したわけなのですけれども、シンガポールでの成果は十分出たとお考えなのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） 十分かどうかということにつきましては、今現在取り組み中でございまして、成果は確実に出てきているものというふうに認識しております。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） 経済を回すということが一番の目的だということだと思っておりますけれども、であれば、ある程度成果が出ているのであれば、もっとそこを深掘りする選択肢もあったかと思っております。もともと総合経営計画の中でも人口が増えて富裕層が増えているので、東南アジアというふうに位置づけていますので、総合経営計画を重視するのであれば、特段アメリカに行かなくても、例えば隣国のタイですとか、そういったところの可能性を探るという方法もあったと思うのですが、なぜ次の東南アジアの地域ではなく、アメリカにしたのか、お考えをお聞かせください。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） ターゲットとする国を東南アジアとするべきということでした。目まぐるしく変化する世界情勢の中で、海外事業を

展開する上で重要なことは、リスクマネジメントと販路のポートフォリオ化であるというふうに認識しております、このようなことから、東南アジア、東アジアのみならずアメリカ合衆国のほうにも販路を見いだしたということでございます。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） ポートフォリオを組むに当たって、ポートフォリオを組むという言い方が適切かどうか分かりませんが、リスクを分散するために東南アジアに1 地域、東アジアに1 地域、アメリカに1 地域取引先を求めたということですよ。

少しちょっとシンガポールから話を変えますけれども、たしか昨日の議論の中で、台湾のホタテの輸出量が60トンから190トンまで増えたという話がありました。3 倍ですから、結構な成果が出ていると思うのですが、だとしたらアメリカに行かずとも、もっとそちらに重点的に投資するという方法もあったと思うのですが、その辺いかがお考えですか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 台湾高雄市は、先ほど壇上でも答弁させていただきましたけれども、川内中学校と陽明国民中学の関連が30年続いたことにより、地元との長年にわたる付き合いがありまして、今回成果が出たというふうに認識をしております。

また、ポートフォリオと言ったのは、世界的に見まして、台湾と中国の関係ですとか、そういった観点から、先ほど担当部長からも答弁させていただきましたけれども、そもそも台湾にホタテを持っていった経緯を申し上げますと、昨年のALPS 処理水問題に伴う輸入規制、中国からホタテを購入してもらえなくなったということに伴いまして、台湾のほうにシフトしていったという経緯がございます。また、今年シンガポールの事業が

だんだん発展してきているというのは、今月知事と私自身と、シンガポールとの事業と一緒にやってまいりますけれども、県の事業もシンガポールで始まっております。こういったように、高雄市とも協定を結んでまいりますけれども、令和6 年3 月に策定されました青森県輸出戦略におきましても、東アジア及び東南アジア向けの取組を基盤としつつ欧米市場の需要も獲得していくという基本的な方向性が示されておまして、総合経営計画が策定された後に県の輸出戦略も変更されておりますので、それに伴いまして、市の取組も県の戦略とも基本的な方向性を合わせて東アジア、東南アジア、そしてそれも含めて欧米市場の需要も獲得していく、そういった方向に転換しております。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） では次に、ロサンゼルスのお話をしますけれども、ロサンゼルスの事業のゴールはどこに見据えていますか。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） ロサンゼルスでの取組の目的は、ヒト・モノ・カネを獲得して稼げる地域へ成長することです。あくまで経済活動が主体となります。

具体的には、富裕層の人口や富裕層の比率が高い名目GDP が世界1 位のアメリカ合衆国、その中でカリフォルニア州単独での名目GDP が世界5 位であるということがロサンゼルスへの進出の理由でもございます。

ゴールといたしましては、まずは3 年をめぐりに、市が把握できる特産品の新規取引件数を3 か国合計で15 件以上達成することを目標にしております。

また、一般社団法人しもきたTABI あしすとの協力を通じまして、訪日外国人旅行者数や訪日外国人旅行消費額を増やすことも重要な指標とし

ており、その成果の分析を行い、次の展開につなげたいというふうに考えてございます。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） ターゲットの話をするのですけれども、むつ市のものを持っていく販路開拓とアメリカ人を誘客するという観光客の誘客というのは、仕事として別物だと思います。やることも全く違うはずなのです。バイヤーさんと商談をするという話と、観光客を引っ張ってくるために、あちらの代理店と話をしてこちらの受入体制を整えるとかという話は全く別だと思います。

今の観光・シティプロモーション課、たった12人しかいないので、やはりそこは頭を切り替えて、県とかほかの市とかでも観光と物産はきちんと分けて取り組んでいると思います。その12人でやり切れるということに限界があると思いますので、ロサンゼルスに手がけるとしても、まずはどっちかだけを集中的にやると。いきなり両方やっても、初めての場所でやるのというのはすごく難しいと思うので、どちらかに特化してもいいのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 難しいかどうかというのは、やってみなければ分からないということでございますけれども、冷静に分析いたしますと、シンガポールの事業が今どういったことになっているかといえば、昨日佐藤広政議員のご質問にもお答えしましたけれども、これまでは市のトップセールスでこちらからシンガポールに行って、シンガポール国立大学の皆さんと連携をして、今は今年も含めてシンガポール国立大学生がこちらに来て短期学習、短期留学をしてくれていると。

ロサンゼルス、サンフランシスコも来年度からそのようになると見込んでおりまして、こちらから訪問するというのではなくて、学生がむつ市

に来ていただいて、むつ市のよさ、外から見て私たちが感じられないこと、若者が見て感じられないことを吸収した後に、それぞれロサンゼルス、そしてシンガポールに戻って、むつ市にインバウンドで来るためにはどうすればいいかというのを学生が考えて提案をしてくれる。または、商談も含めて地元の企業と連携をして、彼らが、学生が商談も含めてやってくれる。この2つの事業が違うようで、1人の学生、1人というか、10人の学生の中でグループを組んでやっておりますので、そういった中ではインバウンドと稼ぐ力、稼ぐ地域を目指す企業と企業をつなぐ取組が連携して行われているということでもあります。

シンガポール、ロサンゼルス、分けて考えるということではなくて、その学生と一緒にむつ市に来て相乗効果を持ってやっていくことが重要であると思いますので、こちらから難しい仕事を現地に行ってやるということではなくて、この事業の芽が出ることによって、花は学生が咲かせてくれる、そういった事業にしてみたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 申合せの時間が参りました。一言どうぞ。1 番。

○1 番（高橋征志） ありがとうございます。一言だけ。

先ほど申し上げましたけれども、観光・シティプロモーション課は12人しかおりません。いろんな日頃の業務とか、今は脇野沢流通センターの更新とかという大きい事業も、プロジェクトも抱えております。たった1か国でも難しい国外事業を3か国同時並行というのはかなりハードだと思います。ですので、職員のモチベーションといいますが、そういった観点からも、あとは市政の全体のことから見ても、外に打って出るだけではなくて、一度むつ市の未来のために腰を据えて内政に力を入れて、特に教育に地道に取り組むことも必

要なのかなと。教育と、市役所の中もそうですけれども、出るというだけではなくて、一度中のこともしっかり取り組む必要があるのではないかなというふうに思います。

長くなりましたが、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（富岡幸夫） これで、高橋征志議員の質問を終わります。

ここで、午後2時10分まで暫時休憩いたします。

午後 2時01分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎中村正志議員

○議長（富岡幸夫） 次は、中村正志議員の登壇を求めます。14番中村正志議員。

（14番 中村正志議員登壇）

○14番（中村正志） こんにちは。最後の一人でありますので、もう少しだけお付き合いしたいと思います。

自由民主党、自民クラブ、引き続き本日2人目のマサシ、中村正志です。むつ市議会第262回定例会に当たり一般質問を行います。市長並びに理事者の皆様におかれましては、明快かつ具体的に前向きなご答弁をお願いいたします。

今年も残すところ僅かとなりました。この時期になると、今年の10大ニュースであるとか、今年を表す漢字が話題に上がります。そんな中、今月2日、2024年の新語・流行語大賞が発表されました。年間大賞には、昭和から令和の時代にタイムスリップした主人公が価値観の違いに戸惑いながらも奮闘する姿をコミカルに描いたテレビドラマ「不適切にもほどがある！」を略した「ふてほど」

が選ばれました。「えー、何で」と思っている人も多いのではないのでしょうか。「大谷選手の「50—50」でしょう」、あるいは自民党を過半数割れに追い込んだ一番の要因となった「裏金問題」、世間を騒がせた闇バイトの「ホワイト案件」、過去に何度か選出されているオリンピック関連からの女子やり投げ北口選手の「名言が残せなかった」、馬術チームの「初老ジャパン」などを抑えての大賞が「ふてほど」です。一体どの「界限」で流行していたのでしょうか。

3月定例会の一般質問において、「ふてほど」について熱く語ったこの私でさえも、あれ以来「ふてほど」というワードを一度も話したことはございません。流行語と言うからには、大多数の人に受け入れられる言葉であるべきだと思います。

今日の社会は、共通の物語が生まれにくくなっていますが、誰もが知っている歌や話題等が所属の年代や趣味趣向の「界限」だけで流行し、そのほかの「界限」には伝播しない。娯楽に限りませんが、多様な選択肢が十分だからなのでしょう。あまりに細分化した現在では、共通の流行語が生まれにくいのではないのでしょうか。そうであるならば、もう流行語大賞を選ぶ必要はないのかもしれない。それこそ「もうええでしょう」ということになります。お気づきの方もいらっしゃると思いますが、私の今年の流行語は「界限」です。

今定例会では、むつ市議会綱引くらぶの話題がいろいろと出ておりますが、私からは特に申し上げることはございません。

それでは、質問に入ります。

質問の第1は、一般廃棄物（家庭ごみ）の集積所（ゴミステーション）に関する諸課題についてであります。ゴミステーションは、地域住民が共同で利用するごみの集積場所で、正しく運営されることで地域の美観を保ち、衛生状態を維持する重要な役割を果たしています。

近年ゴミステーションに関するトラブルが増加しております。現実には、ごみの分別が守られない、曜日を守られない、不法投棄が発生するなど、多くの問題が生じております。加えてこれらのトラブルは、時に住民間の対立を引き起こし、地域の調和を乱す要因ともなっております。地域全体で解決すべき課題であることは理解しておりますが、自治会や町内会の役割、市民との協力、行政の責任と対応についてお尋ねをいたします。

1点目、一般廃棄物の処理における市と市民の役割について、その根拠となる法律や条例、この中で規定されている市や市民の役割と責務についてお尋ねします。

2点目、ごみ集積所（ゴミステーション）の設置決定と管理について。ごみ集積所は、何に基づき決定、設置されるのか。この設置基準について、市内での設置箇所数及び設置運営の形態について。また、ごみ集積所の維持管理は誰の責任なのかお尋ねします。

3点目は、ごみ集積所（ゴミステーション）での諸課題、トラブルについて、具体的な3つの事例についてお尋ねします。

1つ目は、自治会、町内会加入者と非加入者とのトラブルです。未加入者は、ゴミステーションを使えない、使わせない、よくある話で、このような場合、未加入者はごみをどこに捨てればいいのか。未加入者であっても、使用させなければならないのか、市としての見解をお尋ねいたします。

2つ目は、不法投棄のトラブルです。ゴミステーションには、時に捨てることのできないごみ不法投棄がされることがあります。例えばブラウン管テレビが不法投棄されたとすると、もちろん収集はされませんし、投棄した人は誰かも分からない。ずっとその場所に放置されることになります。このようなケースでは、どのように対応するのが正しいのでしょうか、お尋ねします。

3つ目は、ごみの分別不備についてです。燃えるごみ、燃えないごみが混在した分別不備のごみ、燃えるごみ用の袋に燃えないごみを入れているもの、燃えないごみ用の袋に燃えるごみを入れているものなど、これらも収集されません。捨てた人が気づいて袋を入れ替えたり、分別し直していただければ解決するのですが、このケースもずっと放置されることがよくあります。どのように対応するのが正しいのでしょうか、お尋ねいたします。

質問の第2は、教育行政についてであります。その1点目は、英語教育と中1ギャップについてお尋ねをします。この議場におられる皆さんは、恐らく同じだと思いますが、ご自身が中学校1年生の初めの頃の英語の授業を思い出してください。Lesson1、あるいはUnit1に出てきた英文は「This is a pen」とか、「This is an apple」など簡単なbe動詞の英文、英単語だったと思います。どうでしょうか、間違いはないですか。

しかしながら、2021年に中学校で新学習指導要領が施行され、改訂された現代の英語の教科書のLesson1では、be動詞の英文はもちろんのこと、その否定文、疑問文、加えて一般動詞の肯定文、否定文、疑問文、また助動詞「can」や疑問詞まで使われており、その英文の量は大幅に増加し、英単語も難しいものが多く使われています。我々の頃ですと、中学1年生の2学期の中頃までに学習する範囲が1学期の最初Lesson1に詰め込まれています。

近年日本の英語教育は大きく変わり、英語の学習開始が早期化されました。2011年、全国の小学校で5、6年生の年間35時間の外国語活動が始まり、2020年には小学校5、6年生の英語が教科となり、3、4年生が外国語活動を始めています。また、最近の全国的な傾向として、中学校で行われる1学期最初の英語の定期テスト、中間テスト、

あるいはむつ市内では1学期の中間テストがありませんので、期末テストということになりますが、その最初の定期テストの平均点が低くなっていることが報告されています。

具体的に言うと、これまでは80点台が一番多く、続いて70点台、90点台となり、なだらかなカーブを描いていました。しかしながら、最近の傾向は60点台が一番多く、加えて90点、80点台の上位層と40点、30点台の苦手とする層にそれぞれ小さなピークがあるという、平均の分布としてはいびつな形になっています。これは、英語を苦手とする子どもたちが増加していると同時に、その中において、中学の最初の段階で既に得意、不得意が存在していることを表しています。

今年2024年は、小学校で4年間英語を勉強してきた子どもたちが中学1年生となった年です。小学校では楽しく感じていた英語が、中学校に進学して苦手になり、嫌いになってしまう、そんな子どもたちが少なくありません。この英語教育の中1ギャップについて、教育委員会の現状認識とギャップの原因分析、要因はどのようなところにあるのか、また課題解決への取組について、併せてお尋ねをします。

教育行政の2点目は、不登校支援についてであります。本年10月31日に文部科学省が発表した令和5年度児童生徒の問題行動不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果によると、不登校の児童・生徒の数は、11年連続で増加し、約34万6,000人になりました。これは、前年度から約16%増え、過去最高の数値を記録しています。中学生は10年前の2.2倍に、小学生では10年前の5倍にそれぞれ増加しています。また、不登校の低年齢化も進んでいます。

学校に復帰して元気に通学することは、子どもや保護者の切実な願いです。これほど多くの子どもたちが十分な学びを受けられていない現状は、

子ども自身の将来にとって、またご家族の生活にとっても、社会の未来を担う人材育成の観点からも看過できない重要課題であります。誰一人として取り残さないため、不登校支援は学校や自治体が最優先で取り組むべき喫緊の課題であると考えます。

そこで、むつ市の不登校の現況、その原因分析、不登校支援の取組、不登校から再登校へつながっているか、併せてお尋ねをいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 中村議員のご質問にお答えいたします。

まず、一般廃棄物の集積所に関する諸課題についてのご質問の1点目、一般廃棄物の処理における市と市民の役割についてお答えいたします。まず、市の役割といたしましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条及びむつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第5条において、廃棄物の適正な処理について努めることとされ、廃棄物の減量や家庭ごみの収集業務等を責務としております。

また、市民の皆様の役割といたしましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条の4並びにむつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第3条において、廃棄物の減量と適正な処理に関し、地方自治体の施策に協力することが定められております。

次に、ご質問の2点目、ごみ集積所の指定と管理についてであります。ごみ集積所につきましては、市では家庭ごみ集積場所設置許可基準に基づき、町内会長等の代表者や集合住宅の管理者等から申請を受け、許可しており、1収集場所当たりの使用戸数や適切な設置場所、利用住民による維持管理の実施等の基準を満たした場合に限り設

置を許可しております。

また、ごみ集積所の管理につきましては、ごみの集積所は町内会長や集合住宅の管理者等からの申請によって設置されておりますことから、これらは利用する皆様の責任によって維持管理していただいております。

次に、ご質問の3点目、ごみ集積所での諸課題についてであります。まず町内会加入者と非加入者の問題については、町内会での費用負担や人的協力が必要である中で、負担や協力をしていない非加入者がごみ集積所を使用することは、適正な維持管理に協力している皆様からすれば、納得できないといった感情も十分に理解するところであります。

市では、ごみ集積所の利用に関する相談については、集積所ごとに様々な事情があり、設置や維持管理には費用や人的協力が必要であることなどを説明し、適宜設置者と協議していただくよう助言をしております。

次に、ごみ集積所への不法投棄や適正な方法で捨てられていないごみにつきましては、ごみを確認した収集運搬業者や連絡を受けて確認した市職員が不適正の理由を明確にした啓発シールをそのごみに貼り付けるなど、排出した方が責任を持って廃棄していただくようお願いしております。

ごみ集積所の管理者である町内会等の皆様のご協力により、適切な対応をいただいておりますが、それでも対応が難しい事案が発生した場合は、利用する地域の皆様とともに解決へ向けて取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

（阿部謙一教育長登壇）

○教育長（阿部謙一） 中村議員の教育行政についてのご質問の1点目、英語教育の中1ギャップについてお答えいたします。

以前の中学校入学後最初の英語の試験問題は、

アルファベットを正しく書く等の内容が中心であり、高得点者が多かったものの、現在は教科英語3年目の内容が出題され、必然的に平均点も低下いたしております。

また、中学校では高校入試等を見据え、標準化されたテストを各校で作成しており、小学校に比べ分布も広がる傾向にあります。したがって、これらをもって直ちに中学校1年生個々の習熟度に大きな差異があるとは考えておりません。

しかしながら、中学校では学習する単語が増え、表現も複雑になることから、議員ご指摘のとおり、難しくなったと感じる生徒が増え、二極化等の課題が生じてくることも懸念されます。

こうした課題に対応するため、現在中学校区の小・中学校教員で情報交換や協議を行う機会を持つこと、英語学習に対する意欲の向上に向け、5名の外国語指導助手ALTを小学校を中心に配置すること、むつ市特別非常勤講師として小学校に英語専科教員を派遣することなど、導入期の教育環境の整備に努めております。

ほかにも、外国語学習の小・中接続を見据えて小学校5、6年生を対象に「Enjoy English」というALTと英語のみでゲーム等を楽しむ授業も実施いたしております。

また、市内児童・生徒が使用しているAIドリルを授業や家庭学習において活用し、個別最適な学びへとつなげられるようにもいたしております。

教育委員会といたしましては、むつ市内の児童・生徒が今後も英語の勉強が好きだと思えるよう、一層授業の充実を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ご質問の2点目、不登校支援についてお答えいたします。令和5年度、当市の不登校の児童・生徒数は、小学校36人、中学校112人、計148人であり、前年度と比較すると、小学校で12人、中学校

で40人、合計で52人の増加となっております。

市内小・中学校においては、現に不登校の状態にある児童・生徒への対応のほか、新たな不登校を生まない魅力ある学校づくりに、一人一人に寄り添いながら取り組んでいるところであります。

また、むつ市教育相談室において、児童・生徒とその保護者を対象にした教育相談や、学校になじめない児童・生徒に対する支援を充実させており、今年度は前年同期と比較し、2倍以上の利用となっております。こうした取組により、再登校につながる事例も認められております。

加えて、今年度より学校や教育相談室に足が向かない児童・生徒を対象にメタバースを活用した不登校支援を行っており、現在41名の児童・生徒が登録し、メタバース上で授業等の教育支援を受けております。

教育委員会といたしましても、今後も学校と連携しながら、不登校の児童・生徒を含め、多様な学びの場を提供できるよう取組を進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） 一般廃棄物の処理における市と市民の役割についての市長答弁に補足をいたします。

まず、ごみ集積所の数についてでございますけれども、むつ市全体では1,672か所ございまして、むつ地区は1,167か所、大畑地区は232か所、川内地区には190か所、脇野沢地区には83か所ございます。そして、形態といたしましては、ごみ小屋、ごみのボックス、そして網がございます。そして、そのうち、かぶせる形の網でございますけれども、むつ地区に99か所、川内地区に6か所の105か所ございます。

そしてまた、トラブルについてでございますけれども、ごみ集積所で寄せられるトラブルに関しましては、一番多いものは分別していないものが

あるということと、粗大ごみなどの不適正な排出によるもの、またごみ集積所が衛生的に管理されていないといったものが報告されております。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） それでは、答弁をお聞きいたしましたので、それによりまして再質問のほうをさせていただきます。

まず、ごみのほうでありますけれども、設置については申請して設置を許可するというものでありますけれども、これ設置されないようなケースというのは、どういうふうな場合があるのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） お答えいたします。

設置につきましてご相談いただいた段階で、その基準ということをまずご説明いたしまして、大体は設置する小屋を建てるということが主なものでございまして、特に網とか、小屋を建てないで申請したいというところは、最近はございません。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） そうしますと、不向きな場所なんかというのは、特に特徴あるのでしょうか。ゴミステーションの設置場所として、不向きな場所というのはどういうふうなところになりますでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） お答えいたします。

最近の傾向といたしましては、アパート等の集合住宅が多く見受けられまして、特にそういった場合は不向きではございませんし、そのほかそういった相談はございません。不向きと見受けられるものはございません。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） 今アパートとか集合住宅の話が出ましたけれども、市内ですと、開発によって新しくある程度の住宅地ができるような場合があります。そういうふうな一定規模以上の新しい住宅地とか、マンション、アパートを建設する場合に、このごみ集積所の設置義務とかというのはあるのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃掃法におきまして、土地管理者というのはその排出するごみを管理する義務というものがございまして、ですので、そういう法律にのっとって皆様設置していただいております。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） 他の自治体とか、他の地域であると、それこそ条例にそういうことを、ある程度の規模以上のやつは必ずしてくださいよというふうな条例があるところもあると思うのですが、今のお話ですと、むつ市の場合は今のところ原理原則に基づいて条例制定はされていないでやってくださいよというふうな認識で間違いないですか。

○議長（富岡幸夫） 市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） お答えいたします。

市の責務であります収集運搬業務につきましては、現在その市におきましては適正に実施できておりますことから、今のところ条例を定めまして、市がごみ集積所を設置または管理するところ、それまでは検討には至ってございません。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） そうしますと、例えばむつ市に新しく引っ越してきた人が転入届けの際に、「ごみはどこに捨てればいいのか」と聞かれたら、先ほどのような多分助言をしていると思うのですが、何か、でも町内会とか任意だし、

入りたくない、あとはどんな方法ありますかなんというふうな場合になったら、どういうふうな助言をされますか。

○議長（富岡幸夫） 市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） お答えいたします。

まず、転入届けをされた方に対しましては、市のごみ収集カレンダーを配布いたしまして、むつ市でのごみ収集ルール、排出のルールについてご説明申し上げております。そしてまたどういった状況で管理されているかというところにつきましては、ご相談があれば、場所をお知らせしましたり、管理者についてお知らせいたしまして、なるべくというか、そういった町内会に加入するかどうか、そういった小屋を管理するところでは、例えば班ですとか、グループで管理しているところがありますので、そういった情報を提供するようにしております。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） ただ、現実問題としては、加入者、加入者ではない人のトラブルと申しますか、それこそ住民同士のちょっと嫌な感情になっているような場面が見受けられております。

そこで、会員と非会員がゴミステーションの使用を上手に行っている事例をもし市役所のほうで把握しておりましたら、その運用方法とかについてもお知らせください。

○議長（富岡幸夫） 市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） お答えいたします。

基本にごみ集積所を設置しているグループ、お金を出し合って維持管理されているところが主でありますけれども、町内会単位ですとか、そういったお金を集めておりますが、町内会に入っていない方でも、管理している方々、グループから声がけをしていただいて、そういった維持管理、清掃に関する協力金ということで徴収されているグループもあると伺っております。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） 町内会とかには加入していません。そのゴミステーションを使うために別な形で協力してうまくやっていくというお話だと思います。ありがとうございます。

不法投棄のほうにちょっと移りますけれども、先ほどの話ですと、ごみの分別不備でも不法投棄でも、まずは駄目ですよというふうなシールを貼り付けるとのことだと思っておりますが、貼り付けて、改善されればいいのですけれども、それがあつて程度期間を置いても改善されない。こういう場合は、どうすればいいでしょう。

○議長（富岡幸夫） 市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） お答えいたします。

議員お話しのとおり、まずは不適正な排出、あるいはルール違反につきましては、ごみの収集運搬業者のほうで、委託業者のほうで啓発シールを貼らせていただきまして、それが数日たつても改善されないという場合は、その町内会なりその管理する方で撤去なり分別して、またさらに排出していただくということもありますが、ただ粗大ごみですとか、なかなか管理者で排出できないもの、対応できないものに関しましては、市のほうに情報をいただきますと、市で対応いたしておるのが現状でございます。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） 市で対応していただくということなので、相談すればいいのかなというふうに今感じました。

あとよくあるのが、ロードサイドのゴミステーション、これ市内何か所かあるかと思うのですが、そういうところには、ちょっと言い方は変ですが、本来使用する人ではない人が車で来て止めて捨てていくなんということがよくあるようです。そのために、ごみ小屋からごみがあふれたり、ごみボックスからあふれたりして、カ

ラス等などの動物にいたずらされて散らかるなんということもありますけれども、これどうなのでしょう、本来捨てる、使用する場所でないところを使用するのは、これは正しいことですか。

○議長（富岡幸夫） 市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） お答えいたします。

そのロードサイドのゴミステーションに排出される方というのは、自分のお住まいの地域ではなくて、通勤途上等において、自宅離れたところで捨てられる方が多いのかと考えておまして、そういった方、やはりその方に周知するためには、そのゴミステーションに啓発活動、看板等を設置して、粘り強く周知を図っていくのが今のところできることかなと考えております。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） そうですね。ある程度の市民のモラルに頼らなくてはいけない部分が大いのかと思うのですが、それでもそうではないケースもありまして、ご存じだと思いますけれども、ほかの自治体のほうでは、例えば使わせてもらえない人が設置しているところを訴えてなんというふうな事例も出ているようでございます。それこそ住民を分断するような形で。たしかこの場合は、捨てさせてもらえない人が勝訴したというふうに覚えておりますけれども。

そんなことをして、どうでしょう、ご近所さんの付き合いが悪くなるというのは、これはちょっと避けなくてはいけないことだと思っています。ましてや自治会員とか町内会員でなくても、その人たちも同じ地域に住む住民で、ご近所さんなわけですから。そうなると、簡単に引っ越すこともできませんし、何年にも長年にわたつて付き合いがなくてはいけません。ご近所さんなのだというふうに思います。

今話を聞いていて、ある程度は使用者、それこそ我々住民サイドの責任でということのように

受け止めていますけれども、住民サイドの話だからといって、市が何もできないというのは、ちょっと何か不十分ではないかなというふうな思いもいたしますし、もっと言えば、ごみを集めるのは市の責務ですから、そういうところも含めてきちんとしてもらおうのが適切だというふうに思っていますけれども、再度このような問題を解決するために自治体としての役割、あるいは市としてこういうことをやりますということをお聞きしたいと思えます。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） ごみ集積所の利用に関しましては、ごみの捨て方についてのルールを守る、これが大前提でありますけれども、同時に町内、地域全体で協力することが求められておりますので、町内会非加入者等に対しましては、引き続きごみの捨て方やごみ集積所の利用について啓発活動に取り組んでいきたいというふうに思えます。

市の責務でございまして、中村議員からご質問いただいたとおり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によりまして、収集を市のほうでさせていただき責務を負っております。市民の皆様には、基本的には地域全体で協力する心を持ってほしいというふうに思いますが、それでも「私はいいです」という方に関しましては、市といたしましてはクリーンセンターしもきた、こちらは個人搬入も認めておりますので、ぜひそちらを使ってほしいと思えますし、皆さんでやるから近くで捨てられる、個人の方は個人の責務で運ぶこともできるようにしておりますので、そういったアナウンスもしながら、基本的には皆さん個人それぞれの考えがありますが、地域協働のごみ集積所に持っていったほうが安価ですし、近いと、そういうふうにご理解いただいて、個人の自由は、「自由」という言葉は結構残酷だなと思っていて、自由にすればするほど自分の負

担が増えるということもありますので、地域全体で協力する、そういった心を持って、ごみの捨て方についてもルールを守る、これを徹底してまいりたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） ぜひそういうふうなお話を粘り強く発信していただきたいなというふうに思います。

それでは次、教育行政の英語教育の中1ギャップについてお尋ねしていきたいと思えますが、要因はいろいろあるのだろうなというふうに思えます。私思うに、ちょっと3つくらい考えましたけれども、何か教育委員会の方にこんなことを偉そうに言うであれですけども、ちょっと聞いていただきたいなと思えます。まずは小学校の英語は、話す、聞くを主軸にしておりまして、音声が中心で、俗に言う文法よりもまずは形で慣れるというふうなものだというふうに思っています。それが中学校の英語になると、読む、書くが中心になって、それこそ文法事項を体系的に学ぶ。加えて、中学校では前回の改訂から小学校の教科書に出てきた単語や表現方法というのは、もう既に習得しているだろうという前提で多分始められているというのがまず一つの理由なのではないかなというふうに思っています。

2つ目としては、小学校での英語指導に学校や教師ごとに、ちょっとまだばらつきがあるのではないかと。小学校では多くの場合、担任の先生が英語を教えるための専門的な英語の知識や指導スキルにある程度のまだ差があるのではないかなというふうに感じております。専任の英語の先生がいない場合、指導内容とかその方法が一貫していないこともまだあるのではないかなというふうに思っています。なので、そういうこともあって、生徒間の英語力にちょっと差が生まれている要因になっているのではないかなと。

3つ目として、近年の英会話や英語塾ブームが影響していて、中学校に入る段階で、経験者とそうでない人の間に差があるのだと。私たち親世代にしてみれば、あまりそういうふうな経験はなかったと思うのですが、今の小学生はかなりの割合で英会話経験者が多いのかなというふうに感じています。

例えばこれがスポーツだとするならば、経験者とそうでない人の差は、ある程度素直に認めることができるのでしょうかけれども、この中学校1年生の英語では、経験者とそうでない人というふうな考え方も少し欠けているのではないかというふうに思います。

これを認めることから始めて、それこそ初心者経験者に追いつくにはそれなりの長期戦になることも覚悟して、そこら辺を手当てしていかななくてはいけないかなというふうに思っております。

これを基に、小学校のうちにやっておくべきこと、中学校へ行く前にやっておかなくてはいけないこと、中学校でやるべきこと、それぞれあるかと思うのですが、その辺りについてご所見をお願いいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） 3点ご指摘をいただきましたが、私どももそうしたことに関しては、大きな懸念を持っておりまして、そうしたことがあるかないか、そしてあるのであれば、どのように解消していくべきか、そこには常に考えをいたしております。

まず1点目の小学校では会話、活動が中心であって、中学校になれば、読む、書く、聞く、話す。特に読むと書くが入ってきて、かなり子どもたちも大変なのかなというお話もありました。実は、5、6年生で既に読む、書くに関しては触れることになっておりますので、それに関しては前倒しをしてしっかりなされております。私どもとすれ

ばそうした5、6年の学習内容を的確に履修、習得させることにこれからも注力していきたいと考えております。

そして、2点目の小学校の授業が必ずしも均一ではないのではないかとのご指摘ですけれども、これに関しては、もちろん教職を専門とする大学で学んだときに、英語指導について学習していない先生方もたくさんおいでになります。途中から教科となりましたので。そして、そうした差が生じないように、先ほど申し上げましたように、小・中学校で共通の話合いの場を設けて、中学校の英語の先生、5、6年生の英語を担当している先生、そこで情報を共有したり、あるいは技能をお互いに伝え合ったり、そのようにして、そうした差異がないように、これもまた努めております。

そして、3点目の塾であったり英会話であったり、こうしたものの経験がやはり大きな影響があるのではないのかということに関してですけれども、それに関しても、なしとは考えておりません。しかしながら、私どもは公教育に携わっておりますので、よしんば塾に行っていようがいまいが、英会話を含めてですが、どんな状況であっても、子どもたちがしっかりと授業についていける、そして授業で目的としているものが身につく、そのような授業を構築しておりますので、これからもそうした姿勢を堅持して、子どもたちの力をひとしく高めてまいりたい、そのように考えております。

そして、小学校、中学校、そして小・中の間でというようなご質問ですので、簡単にお話をしたいと思います。小学校では、コミュニケーションを図る素地や基礎となる資質能力を育成することになっておりまして、これに関しては、先ほど申し上げたように、中学校の先生方の支援もいただきながら、あるいは私どもが議会の議決をいただいて学校に配置しておりますむつ市特別非常勤講

師英語専科の方のお力も借りながら、そうしたことをしっかりと定着させたいと考えております。

そして、中学校ではコミュニケーション能力の基礎を養うことになっておりますので、より具体化した能力が必要となります。

そして、先ほど申し上げた4技能、これがしっかりと身につくように、ペーパーテストだけではなくて、いろいろな活動を通して子どもたちを育てているところでありますし、こうした活動は、他の地区に比べて下北では一生懸命やられていると認識しておりますので、それをさらに支援してまいりたいと思います。

そして、小・中の間ですけれども、これに関しては非常に勉強となる事例を私どもも把握しておりまして、中学校の側から小学校を卒業する子どもたちに、中学校ではこういう英語の授業をするので、これをしっかりと覚えてきてね、そのような形で資料を配布して、そしてそれを入学したときに確認をして、そして私ども「レディネス」と呼んでおりますが、授業にしっかりと参加する力があらかじめあるかどうか、それを全員そろえて、その上で授業をする、そのような取組もなされておりますので、こうした情報を全ての小・中学校に再度強く発信をして、共通の課題であると思っておりますが、新しい教科で子どもたちが最初からつまづくことがないように十二分に対応してまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） ありがとうございます。ほぼ私が思っていたような内容だったので、ぜひそれをしていただきたいと思いますし、もし1つ付け加えるとするのであれば、中学校に行く前までに文法事項の理解をする準備をしておいてもらいたい。英語の文章の構造とか仕組みに、もうちょっと触れておいてもらいたいかなというのがありますので、ぜひその辺りも取り組んでほしいと思

います。

中学校1年生が英語学習の最も重要な時期であるというふうに思っておりますので、その辺りを念頭に置いて、今おっしゃられたような対策のほうをぜひとも前に進めていただきたいと思います。

では次に、不登校支援についてであります。やはり全国の状況と同様、むつ市も同様だということでもあります。子どもたちが不登校に陥る背景は、子ども一人一人それぞれ違う理由があるのだろーと思っております。これについても、全国的な調査と分析が進められておりまして、その中で文部科学省から委託を受けた子どもの発達科学研究所が今年3月に学校と教員、児童・生徒、保護者では、その認識に差があるということを発表されております。いじめ被害や、教師とちょっと合わないといった点について、それこそ教員と児童・生徒の間で認識の差が割と大きくて、教師側では、特にそれが不登校につながると捉えていないというふうな一方で、児童・生徒側は、はっきりとそういうふうなことが不登校につながるといふように捉えているというふうな分析がされております。

この中で、学校がすべきことを明確にした点で、今回の調査は意義が大きいというふうな報告もされております。要は、不登校の最大の要因が学校や家庭ではなくて本人にあるというふうな印象がこれまでちょっと強かったのではないかなというふうに感じております。不登校の要因は、本人にもあるのでしょうけれども、そうでないものも大きいのだという意味で、子ども一人一人の声をもっと聞かなくてはいけないというふうな意味なのだろうなというふうに感じております。

そこで、相談体制が大事になると思っておりますが、現在むつ市で行っております相談体制について、再度お聞きしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答え申し上げます。

本市の相談体制ですけれども、市の教育相談室、ここは通室を受け付けておりますので、保護者、そして児童・生徒の相談に答える、あるいは来て、実際に学んだり活動する場を提供する、そのようなことをいたしております。

そして、先ほど申し上げた、我々は本当に大きな課題と捉えておりますが、不登校の児童・生徒数が増加してしまいました。しかし、その反面、明るい兆しもありまして、今申し上げた教育相談室からチャレンジ登校と申しておりますが、先生がついていったりして、自分が行くべき学校と一緒に行って、そして一定の時間を過ごす。そうしたことがこれまではなかなか数も多くはなかったのですけれども、今年度既に11月までの間に21回を数えていて、非常に数が増えております。そうしたことに関しては、それがすぐに毎日学校に行って、全授業を教室でということには結びつかないとは考えておりますが、子どもたちの大きな成長であり、それを見守る体制を我々としてはしっかり取っていかねばならないと考えております。

そして、ご質問の前に背景としておっしゃったことに関して、簡単に所見を述べさせていただきたいと思います。先生が言ったことと子どもが受け止めたことに関して差があるのではないのかなということかと思いますが、非常に重く受け止めなければならないと思います。学校の中で教職員自身が最大の教育環境です。その人間の言動が子どもたちに与える影響、これをしっかり我々が考えて振る舞っていかねばならないので、そうしたことに関しては、非常に大きな示唆をいただいたと思いますので、学校共々、それをしっかりこれからも高めてまいりたいと考えております。

そして一方、新聞紙上等でも発表されておりますが、私も実はびっくりしたのですが、調査の結

果、学校に行かない理由の1番、やる気が出ないということも一方ではありました。これに関しては、問題があるのであれば、解決をすれば登校に結びつきます。しかし、そうでなければ、やはり学校ないし教育ないし、あるいは学級集団ないし、いろいろなものに価値をより付加して、子どもたちが家で自由にしているよりは学校のほうが楽しい、そんなふうなことがやはり我々は同様に取り組んでいかなければならないなども考えておりますので、蛇足ではありますが、申し添えさせていただきたいと思えます。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） 今調査結果でやる気が出ないというふうな項目が出ました。多分そもそもなのでしょうけれども、選択肢に適当なものがないから、ついついそれを選んでしまうというふうな面もあるかとは思えます。私はそう思います。

今チャレンジ登校というお話が出ました。それこそ学校の教室までは行けなくてもということだと思います。そうしますと、その不登校の子どもたちを支援する、今のチャレンジ登校もそうだと思うのですが、学校教室以外の受皿というのは、例えば今、学校には行ったけれども、教室に入れない、保健室で勉強するとか、そういうふうなものもあるかと思うのですが、今現在受皿としては具体的にはどういうふうなものがあるのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） 簡略に申し上げれば、「別室登校」という言葉があります。教室で皆が一斉に授業を受けている、そうした場所とは違う場所で教員がついて、子どもと面談をしたり、あるいは授業をしたり、そのような形で子どもの気持ち、足が学校に向いたときにしっかりと支えて、学校に対して意義をしっかりと見いだしてもらえるように、そのような対応をそれぞれの学校でして

いただいております。

その状況に関しましては、今保健室というお話もありましたが、保健室を使われている例もありますが、原則保健室ではないところが望ましいと私どもも考えておりますので、それぞれの学校の状況に応じて、そうした別室が用意されております。これに関しては、こどもが来られなくて、行ったときにいる場所がない、そのようなことは決してありませんので、ご安心いただきたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） 時間も迫ってきましたので、ちょっとはしよりまして、2023年3月に文部科学省が発表した誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策、いわゆるCOCOLOプランというのがありますけれども、簡単で構いませんので、この目的とか目標とか、その内容についてお知らせください。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） COCOLOプランというプランがありまして、そして学びの多様化学校の設置等が提言をされております。不登校特認校というふうに呼んでいる方もいらっしゃいますけれども、そうした子どもたちに通常の教育課程によらない教育をすることができる、そのような制度があります。私どもとしても、そうしたものに関して学ばなければなりませんので、他の自治体が設置している学びの多様化学校の視察を既に行っており、それに向けて情報収集を進めており、研究を進めておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、加えて市内の各学校で校内支援センターというものを立ち上げて、そして不登校の子どもたちに学級担任、学年だけではなくて、チームとしてそのような事例が普通に行われておりますので、そうした特別な事例の情報も収集しながら、

今現在やっているものをしっかりと支援をして、子どもたちの支援に間接的に我々も力を尽くしたいと考えているところです。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） 今の中で学びの多様化学校というふうな、ちょっと興味深いフレーズが出てきました。それについては、現在調査研究しているということですので、そう遠くない将来に、ぜひむつ市にもそういうのがあればいいなというふうに思います。そちらのほうはどしどし調査研究を進めていっていただきたいなというふうに思います。

まとめに入りますけれども、学校は学力の習得だけが目的ではなく、将来社会的に自立していくために人間関係を構築すること等を学べる重要な教育機関であり、子どもにとって一番近い学びの場だというふうに思います。学校に戻ることがベストではないというふうな子どもさんもいるかとは思いますが、今の学校は教員免許を持った教員がいて、財政支援により環境も整えられているというふうに思います。教育の担保がきちんとされているのが学校なのだろうなというふうに思っております。まずは学校で学ぶチャンスを子どもたちが失わないように、学校、教育関係者が努めることが児童・生徒の社会自立のためには重要だというふうに考えます。

その上で、不登校の子どもたちに心の通った手厚い支援のほうを行ってほしいなというふうに思います。これは、要望でありますけれども、切実な願いでもあります。

それでは、最後にこの言葉で一般質問を終わらせていただきたいと思います。本年12月14日で任期満了により勇退されます齊藤代表監査委員におかれましては、長年にわたり行政の最前線で市民の福祉向上のためにご尽力されましたことに対し、最大限の敬意と感謝を申し上げます。

今後とも次のステージでのご活躍をご期待申し上げます。ありがとうございました。

これで一般質問を終わります。

○議長（富岡幸夫） これで、中村正志議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（富岡幸夫） 以上で本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。12月9日は議案熟考のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、明12月7日及び8日は休日のため休会とし、12月10日は議案質疑、委員会付託、一部採決を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時08分 散会